# 令和８年　第２回松田町議会定例会　会議録　（第１日目）

令和８年６月２日　午前９時００分　開議

１．出席議員　１２人

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １　番 | 北　村　和　士 | ２　番 | 武　尾　哲　治 | ３　番 | 吉　田　　功 |
| ４　番 | 中津川　定　雄 | ５　番 | 秋田谷　光　彦 | ６　番 | 古　谷　星工人 |
| ７　番 | 平　野　由里子 | ８　番 | 田　代　　実 | ９　番 | 井　上　栄　一 |
| １０番 | 南　雲　まさ子 | １１番 | 飯　田　　一 | １２番 | 寺嶋　　正 |

２．欠席議員　　なし

３．説明のための出席者　１５人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町　　長 | 本　山　博　幸 | 副　町　長 | 田　代　浩　一 |
| 教　育　長 | 野　崎　　智 | 会計管理者<br>兼出納室長<br>兼税務課長 | 中津川　文　子 |
| 政策推進課長<br>兼定住少子化担当室長 | 鍵和田　龍　太 | 総　務　課　長 | 山　岸　裕　子 |
| 安全防災担当室長 | 鍵和田　　栄 | 町　民　課　長<br>兼寄出張所長 | 堀　谷　恵　子 |
| 福　祉　課　長 | 宮　根　正　行 | 子育て健康課長 | 髙　橋　英　子 |
| 参事兼観光経済課長 | 遠　藤　洋　一 | まちづくり課長<br>兼駅周辺事業推進担当室長 | 柳　澤　一　郎 |
| 環境上下水道課長 | 渋　谷　昌　宏 | 教　育　課　長 | 椎　野　晃　一 |
| 生涯学習推進課長 | 遠　藤　雅　典 | ―――― | ―――― |

４．出席した議会事務局書記　２人

| | | | |
|---|---|---|---|
| 事　務　局　長 | 渋　谷　好　人 | 書　　記 | 石　井　友　子 |

５．議事日程

日程第 １　会議録署名議員の指名について

日程第 ２　会期の決定について

日程第 ３　町長の行政報告

日程第 ４　議長の行政報告

日程第 ５　請願第１号　松田町オンデマンドバス事業に関する事実関係の調査及び町民への説明責任の履行を求める請願

日程第 ６　請願第２号　松田町オンデマンド交通事業に関する調査特別委員会設置を求める請願書

日程第 ７　一般質問（Ｎｏ．１～Ｎｏ．６）

６．議会の状況

議　　長　皆様、おはようございます。アユ釣りも解禁となり、酒匂川も太公望が訪れています。議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、去る５月26日に松田町告示第55号により令和８年第２回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できましたことを衷心より感謝申し上げます。

今定例会はクールビズを実施しております。適宜、各自の判断で上着の着脱をして結構です。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和８年第２回松田町定例会を開催いたします。　（９時00分）

本日の議事日程はお手元にお示しのとおりです。

議　　長　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。８番　田代実君、９番　井上栄一君の両名にお願いします。

議　　長　日程第２「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、さる５月28日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長平野由里子君。

議会運営委員長　皆さんおはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和８年第２回議会定例会の招集に当たり、去る５月28日午前９時より委員６名全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日６月２日から６月５日までの４日間といたします。

次に、審議内容について申し上げます。本会議１日目の６月２日は、日程第１「会議録署名議員の指名について」から日程第７「一般質問」の受付番号第６号までを行います。

このうち、「請願第１号松田町オンデマンドバス事業に関する事実関係の調査及び町民への説明責任の履行を求める請願」、「請願第２号松田町オンデマンド交通事業に関する調査特別委員会設置を求める請願書」については、議会運営委員会に付託いたします。

本会議２日目の３日は、「一般質問」の受付番号第７号から第９号を行います。午後は、議会運営委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示でお願いいたします。

４日の午前は委員会予備日といたしますので、各委員長の指示でお願いいたします。委員会には必要に応じて職員をお呼びする場合がありますので、待機をお願いいたします。午後は、議会運営委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示でお願いします。

本会議最終日の５日は、午前中に議会広報広聴常任委員会を開催いたしま

す。午後は大会議室において、議会全員協議会を開催した後、本会議を開催します。

日程第８「議案第30号松田町印鑑条例の一部を改正する条例」から、日程第11「議案第33号令和８年度松田町一般会計補正予算（第１号）」までの審議を行います。

全て即決でお願いいたします。

日程第12「同意第１号」から日程第19「同意第８号農業委員会委員の任命について」は、人事案件ですので、即決でお願いいたします。

続いて、日程第20「報告第１号専決処分の報告について（損害賠償額の決定）」から日程第24「報告第５号令和７年度松田町寄簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告について」まで、担当課長からの報告の後、質疑を行いますが、採決は取りません。

続いて、日程第25「各種委員会委員等の諸般報告」、日程第26「委員会の閉会中の継続審査申出書」を行い、閉会といたします。

なお本議会は定例会でありますので、会議中に追加議案などが提出された場合は審議をお願いいたします。

また、陳情につきましては４件提出されております。議会運営委員会で審査した結果、机上配付とさせていただきますので御覧ください。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおられますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　　議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。よって、令和８年第２回松田町議会定例会の会期は、本日６月２日から６月５日までの４日間と決定いたしました。

議　　長　　日程第３「町長の行政報告」に入ります。

町　　長　　皆様、おはようございます。鮮やかな色とりどりのあじさいの色が目を引く

ような今日この頃ですが、なんてのんきなことを言っている場合じゃないぐらい、今日の夜から明日にかけて台風６号が来ますのでね、非常に危機感を持っている中ではありますが、議員各位におかれましては、ますます御健勝のことと、心からお慶び申し上げます。

さて、去る５月26日に令和８年第２回松田町議会定例会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり大変お忙しい中、議員全員の御出席を賜り、ここに本定例会が開会されますことをまずもって御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、行政報告について、日を追って詳細に報告させていただくところでございますが、先にお配りさせていただいている公務報告書にて割愛させていただき、主な行事などについて御報告させていただきますことを御了承のほどよろしくお願いいたします。

初めに、４月に行われました入学式、入園式についてでございます。４月６日に松田さくら保育園、４月７日の午前中に寄小学校、午後に松田中学校、午前中に松田小学校、午後に松田中学校の入学式が行われ、４月９日には寄幼稚園、松田幼稚園の入園式が行われました。

子供たちの健やかな成長と子育て世代の支援について、今後も、より一層、「保育・教育関連事業を含めたチルドレンファースト推進事業」について、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、松田山の山頂付近に、まるで桃源郷とも言われるほどの色とりどりの花が咲きほこる、最明寺史跡公園での最明寺例祭が４月10日に開催されました。最明寺跡は、昭和46年４月に町の指定文化財として指定されたものでございまして、最明寺が創建され、本年で805年が経過しています。引き続き維持管理に取り組んでまいります。

続いて、５月２日に「生涯学習センターまつり」として、生涯学習の啓発と利用者間の交流などを図ることを目的に開催をいたしました。本年度は、小田急電鉄の模型展示や、日本舞踊の体験会、国際交流ブースでのワークショップなど、子供、大人を含め400人ほどの方に御参加していただき、楽しんでいた

だきました。

今後も、子供たちに夢を与えられるよう、利用者の拡大に向け、民間企業等との連携を行い、生涯学習センターの活用に取り組んでまいります。

好天に恵まれました５月５日に、恒例の第45回寄自然休養村若葉まつりが、寄管理センターを中心に開催されました。今年も４日に前夜祭が開催され、バンド演奏やカラオケ大会などで盛り上がりました。また、松田町と旧寄村合併71周年にちなみ、71匹のこいのぼりが、中津川や祭り会場の上空を泳ぐ中、子供たちはマスのつかみ取りなどを楽しんでいました。ステージでは、寄祭囃子保存会や立花学園高等学校吹奏楽部、また、ふるさと大使であります歌手の北川大介さん、地元の方々などの出演をいただき、祭りを盛り上げていただきました。

観光協会によりますと、約6,000名の観光客でにぎわったと伺っております。町といたしましても、寄地区の魅力を発信し、地域の活性化に引き続き取り組んでまいります。

次に、５月17日には酒匂川統一美化キャンペーンを開催し、ボランティア等約30団体、478人の皆様が、酒匂川及び川音川の河川内のごみ拾い等、清掃に御協力をいただきました。集まったごみは、昨年が850キロでございましたが、今年は約その半分、420キロでございました。引き続き、町民や来町者の皆さんの環境美化意識の向上を図るため、自治会、各種団体、企業やボランティア等との連携による地域ぐるみの環境美化を進めてまいります。

また、同じく17日には、寄自然休養村管理センターのリニューアルグランドオープン式典を開催し、新たに「やどりきテラス～清流の里～」として再出発をいたしました。寄地区の魅力を発信する大切なスポーツツーリズムの拠点ともなる施設ですので、皆様の御利用のほどよろしくお願いいたします。

それでは、町の決算関係について御報告をいたします。令和７年度の一般会計と特別会計は、企業会計の上水道事業会計、寄簡易水道事業会計、下水道事業会計を除いて、５月31日をもって出納整理期間が終了しましたので、これから計数を精査の上、監査委員による決算審査を受けるための準備を進めている

ところでもございます。未確定ではございますが、令和７年度の単純差引合計の形式収支をお伝えをいたします。

一般会計の歳入総額約70億300万円、歳出総額については64億4,400万円ほどになりまして、現時点での形式収支額は約５億5,900万円を見込んでおります。令和８年度の予算の繰越が２億円を見ておりましたので、約３億6,000万円ほど上振れしているということになります。これは主に、予算に比して、株式等譲渡所得割交付金や地方消費税交付金、特別交付税の増額、町税の増収などの影響によるものですが、さらなる精査を進めてまいりたいというふうに考えております。今後は、先ほど申しましたとおり、全会計の計数の精査を重ね、決算審査に付して、監査委員の意見をいただいた上で、第３回定例会に全会計の決算認定の御審議をお願いいたしますので、その節にはよろしくお願いいたします。

それでは、さて、本日の定例会に付議いたしました、議案第30号松田町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部改正により、「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」の運用開始等に対応するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

次に、議案第31号松田町鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正する条例につきましては、令和７年９月１日施行の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正により、新たに緊急銃猟制度が設けられたことに伴い、緊急銃猟に従事した者に対して手当を支給するため、緊急銃猟対応手当を創設し、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第32号物品購入契約の締結につきましては、令和８年度松田町立学校学習者用コンピュータ等調達につきましては、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会に提案するものでございます。

議案第33号令和８年度松田町一般会計補正予算（第１号）につきましては、予算査定業務自動化・高度化システムの導入、物価高騰対策として家庭用ごみ袋の全戸配付及び飲食店支援用物品の作成・配付、及び松田中学校ナイター照

明改修事業の財源補正などによるものでございます。

同意第１号から同意第８号までにつきましては、農業委員会委員の任命について、令和８年７月17日をもって委員の任期が満了するため、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

報告第１号専決処分の報告につきまして、（損害賠償額の決定）については、公用車の契約変更に係る損害に関し、損害賠償額の決定について、専決処分いたしましたので、これを報告するものです。

報告第２号令和７年度松田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令146条第２項の規定により、報告いたします。

報告第３号令和７年度松田町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については、地方自治法施行令150条第３項の規定により、報告いたします。

報告第４号令和７年度松田町上水道事業会計予算繰越計算書の報告について、及び報告第５号令和７年度松田町寄簡易水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、地方公営企業法第26条第３項の規定により、報告いたします。

なお、定例議会中でございますので、途中に追加案件の提出等がございました場合につきましては、追加議案の議決を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

以上、提案いたしました案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ、副町長、教育長、課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上から私の行政報告とさせていただきます。本日も何とぞよろしくお願いいたします。

議　　長　町長の行政報告を終わります。

議　　長　日程第４「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は令和８年第１回議会定例会最終日より、本定例会までの報告事項について、皆様のお手元にお示ししておりますが、その報告書をもって報告に

変えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。以上で「議長の諸般報告」を終わります。

日程第５「請願第１号松田町オンデマンドバス事業に関する事実関係の調査及び町民への説明責任の履行を求める請願」を議題といたします。

この請願書は、議会運営委員会へ付託します。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

日程第６「請願第２号松田町オンデマンド交通事業に関する調査特別委員会設置を求める請願書」を議題といたします。

この請願書についても、議会運営委員会へ付託します。御審査のほどよろしくお願いいたします。

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をしてください。

日程第７「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第１号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

１２番　寺　　嶋　おはようございます。それでは一般質問を行わせていただきます。受付番号第１号、質問議員、12番　寺嶋正。件名、寄自然休養村管理センターの整備や町民の意見を踏まえた施策について。

要旨。１、寄自然休養村管理センターをリニューアルオープンしました。整備の目的とメリットについて伺います。

２、次期総合計画における町民アンケートなどでは、買物の不便さや働く場所の確保、また、新松田駅周辺整備事業では、人件費・資材高騰による費用が不安など出されていますが、今後の施策の展開をお伺いします。

町　　長　それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えいたします。

一つ目の御質問にお答えいたします。

令和７年度の町主要事業として実施しました「寄自然休養村管理センター」でございますが、地権者や設計・施工の皆様方の御協力により、これまでの建

物のよさを残しつつ、木材を使用し、寄の自然と調和する外観と、五感で寄を感じられる空間として生まれ変わりました。

令和８年５月17日、リニューアルオープンセレモニーを実施したところ、公私にわたり、議員各位の皆様方に御参列いただきまして、ありがとうございました。

さて、御質問の整備の目的でございますが、本事業は令和５年３月末に「地域住民等で構成された寄地区の幼稚園・学校教育についての検討委員会」からいただいた提言書を踏まえ、「寄幼稚園と寄小学校の存続」を主たる目的とした上で、寄地区の活性化に向けた取組の一つとして実施した事業でございます。

次に、質問の整備によるメリットについてお答えいたします。

１点目は、スポーツツーリズム推進の拠点として新たな役割を果たし、合宿などでの地域内での消費額の増加が見込めることや、地域一体となり推進することにより、周辺地域への経済効果の波及、雇用、にぎわいの創出の取組を行うなど、地域振興の拡充を図ることができること。

二つ目は、施設内に新たなミニストアを設置いたしましたので、地域で栽培された野菜、お茶、お米などを販売することで、生産者にとって付加価値向上や生産意欲の向上につながり、徐々に耕作放棄地の減少も期待できること。また、日用雑貨も取り扱っていることから、地域にお住まいの方々の買物支援もできること。

３点目に、サウナを含めた温浴施設も兼ね備えた本施設の利用によって、地域住民や観光客が、より健康な生活が送ることができること。

４点目に、町民の文化的・精神的な豊かさの醸成や地域コミュニティーの再構築や、住民同士の連携が強まる効果も期待しているところでございます。

５点目は、今回の管理センターの改修工事に併せて、施設周辺にトイレを、これまで以上に2.5倍くらい増やし、公園も整備しましたので、寄地区の住民がくつろげる場としての効果も期待しています。

現在、やどりきテラスを中心とした施設につきましては、国土交通省管轄の

道の駅の申請を行っているので、採択がされた場合には、多くの道の駅ファンの皆様の御来場による、さらなる地産外消が見込めるものと期待をしているところでございます。

今後も寄の知名度や魅力が向上することにより、若い方々の移住、定住が増えるなど、寄幼稚園、小学校の存続を目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、二つ目の御質問にお答えいたします。

現在、令和９年度を初年度とする松田町、仮称でございますが、第７次総合計画の策定を進めており、計画の検討においては、第６次総合計画における８年間の取組について、成果や効果を点検・検証しているところでもございます。

さて、御質問いただきました、「買物の不便さ」や「働く場所の確保」、「今後の新松田駅周辺整備事業について」は、タウンミーティングや町民アンケートにおいて、多くの御意見をいただいたところでございます。

初めに、「買物の不便さ」の解消について、現在の取組を申し上げます。

一つ目として、移動スーパー「くるまつくん」、二つ目、タクシー利用に対する助成を70歳以上に拡大をしたこと、三つ目、路線バスの利用に伴うシルバー定期券の購入助成、四つ目、町社会福祉協議会との連携により「お買物ツアー～げんき号～」、五つ目、寄地区に、先ほど申し上げたように、やどりきテラス内にミニストアの開設などを行っているところでもございます。

特に、タクシー利用に関する助成につきましては、AIオンデマンドバスの実証運行の結果に基づき、本年から対象を75歳以上から70歳以上に拡大を行ったこともあり、昨年の５月末時点と比較をいたしまして、２倍を超える204人多い、396人の方々に登録をし、利用していただいておるところでもございます。引き続き、買物環境の改善につきましては、第７次総合計画においても、町民生活の満足度向上や、定住促進に直結する極めて重要な課題であると認識し、対応してまいりたいと考えております。

次に、「働く場所の確保」についてでございます。

令和６年１月に神山地区の一部の用途地域を第１種住居地域から準工業地域に用途変更を行わせていただき、現時点では企業誘致といった具体的な話はございませんが、今後、町として積極的に誘致活動を進めてまいりたいというふうに考えております。また、湯の沢地区にある、寄１番地の土地利用について申し上げますと、現在の土地購入者から、令和９年６月の施設完成を目指し準備を進めていると伺っています。また５月17日にオープンいたしました「やどりきテラス」や、今後建設を予定しているボトルドウォーター施設においても、新たな雇用が生まれることとなりますので、今後に期待しているところでございます。

次に、「新松田駅周辺整備事業」についてでございます。

「新松田駅周辺整備事業」の推進につきましては、既に御案内してきたとおり、総事業費として126.7億円、そのうち町負担額が30.85億円ほど見込んでおります。世界情勢の不安定さから、昨今における人件費・資材高騰による事業費の増大に関する懸念につきましては、事業主体になります新松田駅北口地区市街地再開発準備組合においても十分に認識され、対応策を検討されているところでもあり、町も相応の負担金の確保が必要でありますので、引き続き、確かな行財政運営を行ってまいりますので御安心ください。

今年度は、本組合設立を目指され、物価高騰対策も踏まえた基本設計が予定されております。町は駅前広場等の公共施設の整備や事業に係る指導監督をする立場から、しっかりと事業を支えてまいりたいと考えております。

最後に、第７次総合計画への反映につきまして申し上げます。

今回のタウンミーティングや町民アンケートを通じ、町民の皆様方からの声をしっかりと受け止め、施策体系や重点プロジェクトの検討を進め、令和９年度を初年度とする第７次総合計画の策定に向けて着実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

１２番　寺　　嶋　　それでは再質問を行わせていただきます。幾つかです。

まず、寄自然休養村管理センター等スポーツツーリズム推進拠点として整備

されておりますが、その周辺地域での経済波及、経済効果の波及の目標値、あるいは雇用創出など、地域振興の拡充の見込みなどについて、どのようになっているのか、お伺いをいたします。

参事兼観光経済課長　御質問に回答します。

リニューアルによる経済効果につきましては、町長答弁にありましたとおり、スポーツツーリズムの推進の拠点として新たな役割を果たし、合宿などでの地域消費額の増加が見込めることが一つでございます。

具体的には、今回のリニューアルで大きく変わった施設内容といたしましては、日帰り入浴可能な温浴施設といたしまして、お風呂を大きくし、サウナを設置したこと、また、売店の日用品のみならず、様々な土産品を販売できるように整備したことでございます。

御質問の経済効果ですが、温浴施設単体で見込んでいる収入額といたしましては、グラウンド利用、グラウンド利用者、ハイカー及び地域住民の方々の利用により、約500万円の収入を見込んでおります。また売店につきましては、昨年度、寄みやまグラウンドの利用者数が約１万5,000人のうち、３割の方が1,000円のお買物をしてくださったと想定しまして、450万円の消費が想定されます。昨年度下半期はグラウンドの工事の関係で利用を制限していたため、今年度は２万人を超えるグラウンド利用があるものと見込んでおります。このことから、今年度は農産物や松田ブランド認定品など地産品も含めて600万円以上の経済効果が見込まれると想定、経済課としては、観光経済課としては想定しております。

このように施設として直接的に生じる経済効果がございますが、これにとどまらず、拠点の機能が向上することにより、今後、周辺観光施設や飲食店へさらなる経済効果が波及していくことを目的として、本事業を実施したものでございますので、引き続き推進してまいります。

以上でございます。

１２番　寺　　嶋　回答ありがとうございます。

今回ね、スポーツツーリズムを中心に相当増えると、利用者も増えればね、

そういう経済収入関係の収入も増えるということ、大変いいことだと思います。今回、やどりきテラスのミニストアができたということで、いろんな野菜とかお茶を中心にね、日用雑貨品も置いてあるということなんですが、地域で栽培された農産物の生産者は何軒ぐらいが関わっているのか。そして、農産物が地元生産者から毎日届くようになっているのか、この辺のことですね。大体、野菜は何種類ぐらい、農産物何種類ぐらいがね、一応あるのか、その辺をお伺いいたします。

参事兼観光経済課長　今回開店しましたミニストアにつきましては、御質問の地元生産者に現在、直接登録をいただいている方は８名になります。８名です。現在、直接登録していただいている方は８名になります。どうしてもこの時期は出荷するもの、できるものが農産物は限られているので、農産物の内容については、お茶やお米のほか、５月には、初旬にはタケノコとか、そういったものがございましたが、エンドウ豆やフキなどの山菜、サツマイモの根菜などの出品をいただいております。今十数種類でございますが、今後はさらに出品していただけるように、生産者の方にもお声がけをしまして、実際に駅前に出ております地産地消の会の方々にも、会議の中で、新たな販売店ができたということでPRを行っておるんですが、そういった方々もお声がけをしておりますので、今後は季節に応じて様々な農産物を販売していきたいと考えております。

１２番　寺　　嶋　ありがとうございます。

今の時期はね、季節柄農産物が少ないということで、毎日は出荷といいますか、展示されていないようですけどもね。

それから、施設内に温浴施設ができたんですけども、この仕様なんですが、曜日が土日祝日ですか、とか、いろんな時間帯もね、限定されているんですけども、これはどうしてそのような限定されているのか、その辺についてお伺いをいたします。

参事兼観光経済課長　まず人的な面でのちょっと不明な点がありました。御説明しますと、指定管理者であります有限会社みやまの里につきましては、令和６年度まで代表取締役の社長のほか従業員１名の体制で経営をしておりました。令和７年度から、

寄みやまグラウンドの人工芝生化によりまして、雇用を２名追加し、３名体制にて営業しておりました。このたび、やどりきテラスとしてリニューアルした中で、御質問の温浴施設なんですが、土日休日において、３名ではどうしても賄えない部分として、お風呂の薪ボイラー管理についても、地域のNPO法人である仂さんに業務をお願いして、薪の製作を含めて雇用体制を確保していただいておるところでございます。こういったところで、お客様もまだ見込めない、どういった営業も始めたばかりですので、試行錯誤をしながら進めておるところでございますので、時間も限定した中で営業しているところでございます。

今後は雇用を増やしまして、運営体制を確保することで、夜間も含めて営業ができるか、できるよう、現在御尽力をいただいている最中でございます。これから夏の合宿シーズンに入り、繁忙期となる中で、勤務いただく方の雇用の確保の必要性がさらに高まってまいりますので、その点も含めて、今後さらなる雇用の創出につなげていくものと見込まれております。

繰り返しになりますので、なりますが、温浴施設は、そういった見込めない部分、人的なものもございましたので、限定をさせていただいたものでございます。

１２番　寺　　嶋　　おおよそ分かりました。

次に、道の駅に登録することで観光客や消費の増加など、地域活性化を図ることを目指しているということなんですが、いつ頃、可否が判明するのかということですよね。それで、仮に道の駅まで行かなくても、情報発信といいますか、そういうのを見ますと、無料休憩場とトイレ、ここに何かスペースがあるんですけども、これが情報発信のあれなのかね。またはコミュニティーの場に使うのか、この辺について、分かりましたらお伺いいたします。

まちづくり課長　　今、道の駅の関係、登録含めて御質問でしたので、まちづくり課のほうから御説明をさせていただきます。

今現在、登録の申請中でございます。国土交通省さんが所管する制度でございますので、順を追って、まず神奈川県のほうでもいろいろ御指導いただき、

それを、順番で行くとちょっと細かいんですけど、国道事務所さん、地方整備局さん、今、本省のほうで細かい審査をしていただいている最中でございます。可否の時期につきましては、明瞭な日時ではないんですけども、６月中には可否、可否というのは丸もあればということですけれども、一応そのときには一つの結論をいただけるというふうに聞いてございます。

先ほど、プラスアルファで道の駅としてのちょっと施設の要件を少しだけお話しさせてください。道の駅につきましては、いわゆる道路の休憩機能というのが一つ大きくございます。そういう意味では、駐車場、あとトイレ、これは必須でございます。先ほどおっしゃいました情報発信、こちらについても、いわゆる近隣のその道路の情報、また当然そこに今、地域振興的な要素もありますので、近隣の観光スポットを含めた、こういった情報提供というのは、道の駅の制度の中でも必要でございます。まさにこのやどりきテラス、この施設が、この道の駅の要件に当てはまるのではないかということで、今回申請をさせていただいているという流れでございます。

１２番　寺　　嶋　おおよそ道の駅については分かりました。やっぱり認められて、さらに、道の駅が連携して、県内で六つ目みたい、見込みですがね。これでなおかつ、さらに観光客や消費が増えるのではないかということで期待をしております。

次に、今いろいろな寄地区の活性化についてお伺いしておりますが、教育委員会として、園児や児童数の推計、それから小規模校のPRなどをやられたと思いますが、存続を目指すことの取組について、現在どのようなことを取り組んでるのか、あるいは、今後どういうふうに推移、児童生徒、児童、幼児児童がね、どのように推移するのかのことを、もし回答できましたらよろしくお願いいたします。

教　育　課　長　寄地区の幼稚園、学校教育についてということで御質問いただきましたので、教育委員会のほうから御回答させていただきます。

町長答弁にもございましたが、令和５年の３月に寄地区の幼稚園、学校教育についての検討委員会というのがございました。その中で提言といたしまして、寄地区の幼稚園、小学校を今後も存続させることが望ましい。ただし、今

後さらに園児児童数が減少し、子供たちの豊かな学びを保護する観点から、保障する観点から、教育上の課題がさらに大きくなった場合や、PTA、地域の方々、地域関係の団体などから要望があった場合には、改めて検討も考えるというような提言でございました。

教育委員会といたしましては、その提言を受け、町のほうでも様々な施策を展開しているところではございますが、今後も存続させることが望ましいというその方針を受け、地域に根差した幼稚園、小学校として、今運営を行っているところでございます。

今後の見込みでございますが、現在、寄地区に住民登録をして、今後、将来的に幼稚園に入園または小学校に入学するという児童の数というのは、園児、児童の数というのは、教育委員会としても把握はしております。実際に申しますと、ほぼ現状維持というか、数名というのが今の状況でございます。こういった出生数併せて、今後も引き続き地域に根差した園、学校の運営を目指していくというようなところでございます。

以上でございます。

１２番　寺　　嶋　分かりました。引き続き存続を目指して取り組んでほしいと思います。

次に、買物不便さの解消に続いて伺います。

移動スーパーですね。寄地区は２回から３回、湯の沢もありますけどね。そして、本町地区も、大体２回、週２回ぐらいということで、結構、地域の見守りも含めて、結構利用されていると思います。ただこれ、昼間、大体時間帯が11時過ぎから14時かな。15時ちょっと過ぎまでの、比較的の時間帯に運行するわけですよね。そして、比較的、利用者は比較的、昼間家にいる人が利用するということなんで、働いている人は、当然利用ができませんね。それで、買物の状況ということで、私がつかんでいるのは、大体、いつも聞くんですけどもね。商品をまとめて買えるお店が少ないので、町外のスーパーに行く人もいるということで、消費者の購買行動をつかむことが必要かなと思います。

あとは通勤通学者、あるいは買物の利便性向上のために、前、オンデマンドバス、夜間バス、乗り合いバスというのを一時やっていたことがあるんですけ

ども、新松田から寄の空白時間の乗り合いバス、こういう要するに夜の時間帯を走らせる、こういうこともやりながら、移住定住も含めて、活性化を図っていけば、いくことも大事じゃないかと思います。このようなことに関して、何か今、町が考えているようなことがありましたらお伺いをいたします。

政策推進課長　ただいま御質問いただきました件につきましてお答えします。

ありがとうございます。夜間バス御利用いただいたところ、必ず数名程度利用いただいていたところですが、今年度、これから今、交通会議等の諸手続を踏まえていくんですが、これから夜間の運行を改めて開始するところでございます。こちらにつきましては、恐らく８月以降になろうかと思いますけども、運行開始を目指して手続を進めていきたいと考えております。

以上です。

１２番　寺　　嶋　ぜひ、検討していただきたいと思います。

それで、やっぱり買物の環境整備ということで、今後、一つ考えられますのは、今後、新松田駅周辺整備と併せた買物環境の整備、あるいは、空き店舗等を活用した店舗の誘致、企業というんですか、そういうところの誘致をするなどの考え方ですね。そういうことでお伺いをいたします。

参事兼観光経済課長　令和５年度に設置しました松田町買物環境向上協議会というのがございまして、その中の提言の中に、議員さんの御質問もありましたとおり、まとめて買えるものがないなというような御意見も伺った中で、今後の新松田駅前整備において、新たな施設等の誘致を行う際には、スーパー等の買物施設をその計画の中に位置づけていくように求めていきますといった提言がございました。

また空き店舗の利活用ということで、議員さん御承知のとおり、現在、町では町施策としまして、町の商工振興会、商工会と連携した中で、店舗リノベーション支援補助金というものを、補助金を活用しまして、新たな商売を始める方に対しまして支援を行っております。そうした支援の充実を行いながら、駅前だけではなくて、周りの店舗もさらなる振興ができるよう、今後も引き続き取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

１２番　寺　　嶋　　おおよそ、これからも含めて、大体考え方ということでは分かりました。

次に働く場所の確保について伺います。ハローワーク松田の町内求人情報は比較的少ないですよね。それで、先ほど回答にありましたように、町として積極的な企業誘致活動をやるということですが、どうやって進めるのか、企業は大体どういう職種といいますかね、どのぐらいの企業、誘致をする企業、対象ですか。こういうのがあるのか。その辺の考え方についてお伺いをいたします。

政策推進課長　　御質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁ございましたとおり、現在は具体的な企業等はございません。ですが、我々のほうで持っている制度、幾つかございます。私たちのほうでも雇用奨励金等もございますけども、そういった制度を御利用いただいた中で来ていただけるところ、様々アプローチをかけた中で、可能性を探っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

１２番　寺　　嶋　　まず、ぜひ、企業誘致のほうもやって、しっかりやっていただけたらと思います。この雇用関係では、あとは、考えているといいますか、現在取り組まれていることも含めて、桜まつり、観光まつり、あしがら花火大会、ロウバイまつりなどのイベントによる雇用創出、あるいは雇用拡大などもあると思いますが、このことについての、現在、このイベントではこのぐらいの経済雇用効果がありますよとか、今後、こういうふうに考えているというような考え方をお伺いしたいと思います。

参事兼観光経済課長　　イベント実施によりまして雇用が創出した、何人創出したというような具体的なこと、データとかそういうのは捉えていないんですが、イベント実施によりまして松田町を知ってもらうということで、交流人口、関係人口を増やしていきまして、松田のファンになってもらう、松田を知ってもらうということを一つの目的として行っております。その中で、まずは松田を知ってもらって、移住支援、そういったものに、町としても取り組んでおりますので、町独自の施策としまして、寄地区の移住定住促進奨励金や住宅取得促進奨励金、民間賃

貸住宅家賃補助金、こういった町の独自の施策がありますので、そういった補助を活用しまして、松田に住んでもらいまして、雇用、町内の事業所であればよりよいんですが、雇用の創出を、これ人口の、人口を増やすという独自施策も絡めて行って、引き続き行ってまいりたいと考えております。

１２番　寺　　嶋　　関係人口を増やして、それで地域活性化あるいは移住定住につなげていきたいということで、今後、そういう中で、一応雇用のほうも考えていきたいということで分かりました。

最後になりますが、新松田駅周辺整備のほうは、やっぱり主体が新松田駅北口地区市街地再開発準備組合が、今、主体となってね、今後、物価高騰も含めて一応検討していることということなんですが、ただやっぱり、準備組合がまだ本組合になっていないんで、その準備組合それから事業協力者、あるいは町が一体となって協力しながら、この駅前整備、周辺整備を、今の状況を鑑みながら、しっかり検討、協議をしていく必要があると思います。その辺の、最後、町長にお聞きしまして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

町　　長　　御質問ありがとうございます。

もうおっしゃるとおりに、町だけでもできる事業でもございませんし、今の準備組合の皆さん方の御協力なくしてできないことにありますし、また地権者の方々全てに対しての御協力をいただかないと、順調には進まないというふうな事業だというふうには、もう本当に認識をしておりますので。アンケートを取るたびに、新松田駅周辺整備については、町民の方々が一番望む事業だというふうにも認識しておりますので、今後も、まだまだしっかりとして対応していかなきゃいけない事業だということも認識しているので、丁寧に準備組合の皆さん方との連携を取りながら、進められるところを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

１２番　寺　　嶋　　質問を終わります。ありがとうございました。

議　　長　　以上で受付番号第１号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。10時15分から再開いたします。　（９時58分）

議　　長　休憩を解いて再開いたします。　（10時15分）

引き続き一般質問を行います。

受付番号第２号、中津川定雄君の一般質問を許します。登壇願います。

４　番　中津川　それでは、一般質問をさせていただきます。受付番号第２号、質問議員、４番　中津川定雄。件名、松田町における富士山火山災害対策について。

要旨。令和３年３月に新たな富士山ハザードマップが公表され、松田町を含む県内７市町に溶岩流が到達する可能性が示されたことから、本町は火山噴火による人的被害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき地域として「火山災害警戒地域」に指定されました。

また、広範囲に火山灰が降り、県西部では30センチ以上の堆積の可能性があるとされています。

そこで、町における富士山火山災害対策について伺います。

１、富士山の火山災害に対する町の基本的な考え方や取組状況について。

２、想定される溶岩流に対する避難計画の策定について。

３、降灰に伴う町民の安全確保や灰の処理等の対策について。

以上、よろしくお願いいたします。

町　　長　中津川議員の御質問に順次お答えいたします。

一つ目の御質問にお答えいたします。

直近の富士山噴火は、約320年前の1707年10月４日に、東海道沖から南海道沖にかけて巨大地震が発生し、その49日後の11月23日に噴火が発生しております。

まず、国と県の対応を申し上げます。国では、平成30年度から令和２年度にかけて「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が開催され、富士山噴火をモデルケースに、新たに降灰のシミュレーションが示されるとともに、社会的に影響が大きい鉄道、道路、停電への影響と、住民の避難に直接影響する建物への影響、住民避難や物資輸送等における道路状況の想定、火山灰の処理、住民等の行動の基本的な考え方など、「大規模噴火時の広域降灰対

策について」が報告がなされました。

その後、令和６年度に内閣府において開催されました「首都圏における広域降灰対策検討会」では、降灰による災害の特徴を踏まえて、「できる限り降灰域内にとどまって自宅等で生活を継続する」ことを広域降灰対策の基本方針として掲げ、国、地方公共団体、関係機関等が各地域における降灰対策を検討するための留意点について、令和７年３月28日に首都圏における広域降灰対策ガイドラインが公表されました。

また、県では、火山災害に関する基本的な考え方について、平成24年度に神奈川県、静岡県、山梨県で３県合同の富士山火山防災対策協議会を立ち上げました。この協議会では、令和３年３月に国から、相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町及び開成町の７市町に溶岩流が到達する可能性があると示されたことにより、17年ぶりに溶岩流到達の可能性が示された富士山ハザードマップを改定いたしました。

これを受け、町はこのハザードマップを基に、令和６年５月に町地域防災計画の全面改訂を実施した上、別冊として「松田町富士山火山避難計画」を追加いたしました。現在、この計画を基に、溶岩流や火山灰が発生した場合に、到達する可能性のある場所について、町民への周知、また、町内で溶岩流の到達する可能性が含まれない地域で、一時避難場所として有効な施設の管理者などと、順次調整を実施しているところでもございます。

二つ目の御質問にお答えいたします。

令和３年３月に改訂されました富士山ハザードマップにおいて、噴火口の数や位置、また噴出する溶岩量を国が見直したことにより、溶岩量が２倍に増加することが示されました。町内に溶岩流が流下する可能性が生じた場合、松田町には噴火後、最短６日と４時間、最長でも57日の間に町内に溶岩流が到達する可能性があり、想定では酒匂川沿いに流下するため、町民約7,600人が避難しなければならないことが想定されております。

その場合、町内での溶岩流の影響が想定されていない神山地区のうち、県道720号線よりも北側に位置する地区、及び茶屋地区と寄地区、または県東部へ

の避難を行うこととしておりますが、県内での避難について、ほかの自治体住民が松田町と同様に避難を行うことで、その避難所の収容人員が飽和状態となった場合には、県外への広域避難を、町の要請により、県が調整することとなっています。ただし、避難先との調整は、避難発生時に、県が避難先と被災者の避難所への受入れ調整を行うこととされているため、通常時から避難先をあらかじめ指定できるよう、県へ要望しているところでもございます。

さて、溶岩流に対する避難計画につきましては、現在、町地域防災計画の別冊として作成いたしました「松田町富士山火山避難計画」を策定し、その中に、溶岩流下タイムラインに基づく避難行動などの対応策が記載されております。内容の一部を申し上げますと、時間ごと、またエリアごとに避難計画等を定めており、基本的な避難行動といたしましては、予兆観測後の早い段階、及び溶岩流が最短で町内に到達するまでの時間内にて、自主的な分散避難について、情報伝達や広報を行うこととしております。

三つ目の御質問にお答えいたします。

富士山火山の降灰について、富士山ハザードマップでは、松田町内に30から50センチ降る可能性が示されております。その場合の対応といたしまして、降灰量が30センチ未満の場合は、降灰によって建物被害を受けるおそれが少なく、自宅への避難が基本となりますが、降灰量が30センチを超え、屋根に蓄積された後、その灰が降雨により水分を吸収することで重くなることにより、木造家屋等の倒壊のおそれがあるため、さらに安全な場所へ立ち退きが必要であると示されております。

また、火山灰が降り積もると、自動車は、乾燥時に10センチ以上の降灰で、降雨時には３センチ以上の降灰で通行不能となり、電車は微量の降灰で運行停止、電気は降雨時３ミリ以上の降灰で絶縁不良を起こし、停電となるおそれがあるとも想定されております。

降灰の影響範囲外への移動となる場合は、徒歩による避難となるため、相当の時間を要するなど、降灰に対する事前の準備行動が必要となります。

町では、降灰による停電や道路の寸断による物流の輸送が止まることも想定

されているため、昨年度新たに寄小学校体育館へ大型発電機の設置を行い、また寄地区の指定避難所への電力供給について、 現在、事業者と東京電力との間にて調整を進めているところでもございます。ほかにも、道路等に堆積した降灰の除去などに必要となる重機レンタルや、避難時に必要となるバスの確保についても、事業者との防災協定等の締結を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、住民個人が行う安全対策としては、各家庭での備蓄品として、最低１週間分の食料や飲料水、ヘルメット、ゴーグル、防じんマスクなど、事前に家族人数分を備蓄していただくように周知も行っているところでもございます。

次に、灰の処理等についてお答えいたします。

まず、火山灰の法令上の取扱いにつきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「廃棄物」や、「土壌汚染対策法」の対象には該当いたしませんが、例えば毒性のガス成分等が付着している場合があるため、処理に当たっては、サンプル調査等により化学的性質を確認するなど留意が必要であると認識しております。

さて、堆積した火山灰の処理につきましては、まずは救急車両や物資輸送ルートとなる道路の交通機能及びライフラインを迅速に復旧させ、火山災害による降灰処理は、その後の適切な処理対応によって、地域の復興を行っていくこととなります。

また、一般家庭の敷地内に降灰した灰の処理に関しましては、土地所有者・管理者の責任によって、町が指定する集積場所まで搬出していただき、その後の運搬及び処分については行政が行うこととしております。

今後も住民の安全確保のために、国や県、近隣市町村、そして民間事業者等との連携を行い、想定外なことが発生しても迅速な対応ができるよう、富士山火山災害対策を推進してまいりたいと考えています。

以上でございます。

４　番　中 津 川　　大変詳細な答弁ありがとうございました。

富士山は気象庁が24時間体制で観測、監視を行っている全国に50ある常時観

測火山の一つです。有史以来、確かな記録だけでも10回の噴火が確認されている活火山です。先ほどの答弁にありましたけども、1707年の宝永の大噴火から噴火の記録はありませんが、将来噴火することも十分に考えられることから、内閣府は、平成24年に富士山火山防災対策協議会を設置しまして、噴火時の避難対策、防災体制の構築などについて協議を進めていると聞きます。

町ではこの新たな富士山ハザードマップの公表を受けて、令和６年５月に松田町富士山火山避難計画を作成するとともに、地域防災計画の第４編に、火山災害対策、失礼しました。火山災害対策計画、これを独立させて掲載するなど、国の義務計画に対応しております。

富士山ハザードマップについては、富士山火山防災対策協議会が平成16年に策定した最初のハザードマップ、これを令和３年３月に改定したんですが、この改正の主な項目としましては、先ほども答弁でも若干お話しありましたけども、最新の調査結果に基づく想定噴火口範囲の拡大、それから過去最大の規模となっています貞観噴火、この噴火量を見直したことによって、溶岩の噴出量が７億立方メートルから、２倍、約２倍の13億立方メートルに変更されたことなどです。この結果、松田町にも溶岩流が到達する可能性があるということになっております。

では再質問させていただきますが、この富士山火山防災対策協議会、これの体制と、この協議会において求められている松田町の役割、これについて確認をさせてください。よろしくお願いいたします。

安全防災担当室長　ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

富士山火山対策協議会の体制につきましては、神奈川県それから山梨県と静岡県の３県と、あとこの富士山火山の溶岩流が想定されている神奈川県の３市４町、それから山梨県の４市３町、３村、静岡県の７市３町、それから地方気象台と地方整備局、また陸上自衛隊、警察、消防、火山専門家などで構成をされております。

松田町の役割としましては、広域避難、また降灰対策、住民への情報伝達につきまして、国県またこの協議会のメンバーと連携しまして、常時から富士山

噴火時の避難対策等に関する検討を行いまして、地域住民等への防災意識の向上を求められているものでございます

以上でございます。

４　番　中 津 川　ありがとうございました。

神奈川県は、山梨県、静岡県に比べると、噴火による想定されている被害が少ないというふうに思われますけども、火山災害については、やっぱり広域的な連携を確立するということは大変重要だと思いますので、引き続き一緒になって、総合的な火山災害対策に取り組んでいただきたいと思います。

次に、この協議会における、特に神奈川県や松田町のこれまでの取組内容、それから今年度、令和８年度に予定されている取組の内容について確認をさせてください。

安全防災担当室長　これまでの取組としましては、県の取組につきましては、富士山火山防災マップを令和５年１月に作成しました。松田町としましてはこの防災マップを作成されたことに伴いまして、令和６年５月に松田町地域防災計画の全部改定の際に、別冊としまして、この中に、松田町富士山火山避難計画というものを作成をいたしました。今後、協議会につきまして令和８年度の事業計画につきましては、神奈川県では溶岩流からの避難、それから降灰に対する検討、富士山火山の火山活動活発化を想定した情報伝達訓練の実施を行います。町としましては、引き続きこの富士山火山防災マップの周知と、神奈川県が行う情報伝達訓練に併せて、自主防災会等の通信訓練を行う予定でございます。

以上でございます。

４　番　中 津 川　ありがとうございます。

令和８年度は情報伝達訓練、自主防災会も含めてということですので、住民への周知も含めて、この辺はよろしくお願いしたいと思います。

先ほど富士山の火山の防災マップですけども、これなんですが、これは令和３年に国のほうで作っていますけども、これ神奈川県版の富士山火山防災マップですが、これは町民全戸に配付されているのか、ちょっとその辺を確認させてください。

安全防災担当室長　この県が作成しました富士山火山防災マップにつきましては、令和７年、令和７年２月に全戸配付済みとなっております。

以上でございます。

４　番　中 津 川　令和７年２月配付ということですけども、町のホームページを見ますと、富士山ハザードマップが更新されましたというのは、令和５年の５月に更新されているんですけども、ホームページで見ようとすると県のホームページまで飛ばないと、これ閲覧できない状況なんですね。町の防災、町のホームページの防災防犯情報、あそこにハザードマップというところがあるので、そこに貼り付けていただくと直接閲覧しやすいので、ちょっとその辺は工夫のほうをお願いしたいと思います。

それから次に、火山防災に関する普及啓発についてちょっと伺いますが、町では町民を対象とした防災講習会などで、火山災害をテーマとして講習会などは実施されているのか。もし実施されていれば、その内容等について確認をさせてください。お願いします。

安全防災担当室長　この防災講演会等につきましては、令和４年10月８日に町民大学で開催をしております。こちらが県の温泉地学研究所から今までの富士山噴火の回数とか、新しい溶岩流の流下シミュレーション、また降灰に対する影響、また噴火後の復興などの講義をいただいております。

また昨年度なんですけれども、令和８年２月15日に防災講演会としまして、国立研究開発法人の防災科学研究所の上席研究員のほうから、富士山噴火の仕組み、また富士山火山災害について、これは松田町に及ぶ影響、これは降灰と溶岩流被害につきまして、その他の対策について講義をいただいております。この２回を実施をしました。

以上でございます。

４　番　中 津 川　これまでに２回開催をしているということですけども、今後も、もしこういった機会があれば、機会あるごとに火山災害について、町民にちょっと周知ができるような体制で臨んでいただきたいと思います。

次に、第６次総合計画の防災対策に、課題として、富士山噴火など新たな災

害に対する準備が求められているという記載があります。ここでちょっと町長に伺いますけども、来年度から、町政における行財政運営の基本となる第７次総合計画がスタートします。現在、策定に向けて準備が進められておりますけども、富士山噴火時に溶岩流が達成、到達する可能性があるとして、火山災害警戒区域に国から指定されたことに鑑みて、町の対応として、第７次総合計画の防災対策に、富士山火山災害対策を新規の取組として実行計画に追加必要があるのではないかというふうに考えますが、御見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

町　　長　御質問ありがとうございます。

おっしゃるとおりに、改めて土砂災害の関係とか、この間も新しいものが出たばかりですけどね。いろんなことを鑑みると、その災害対策というのをもう一度見直さなきゃいけないかなというふうなのは、非常に危機感を持って感じているところでございます。そう言ったことを鑑みますと、どうしてもその総合計画に載っていない、また、ふわっと、あれ載っちゃっていて、細かい内容、要は実行計画みたいなことですかね。アクションプランみたいな形のところに、やっぱり明確に打ち出さないと、行政側としても、何か計画はつくりました、じゃあどうやって具体的に動きますかといった格好で、行き当たりばったりになっちゃうといけないし。また総合計画というのは行政だけじゃなく町民の方々も御理解いただかなきゃいけないものだと思っていますので、今、御提案がありましたような内容につきましては、明確にやっぱり示すように、第７次総合計画にも明記する。もしくは、明記し、またそこにぶら下がる計画として、アクションプランをしっかりつくっていきたいというふうには感じましたので、その方向で進めさせていただきたいと思います。

以上です。

４　番　中津川　大変前向きな御答弁ありがとうございました。

今、総合計画の中では、防災計画の見直しをずっとやっていきましょうよということになっていますけども、私が言っているのは、計画の策定だけではなくて、やっぱりこれから町民への周知とか、情報、先ほどの情報伝達訓練、あ

るいは今後必要となる火山災害に対する物資の計画的な備蓄なども含めて、総合的な火山対策に取り組むという趣旨ですので、よろしくお願いいたします。

次に、想定される溶岩流に対する避難計画について伺います。

町の富士山火山避難計画の流下シミュレーションによりますと、溶岩流は酒匂川沿いに流下して、最終的には東名高速道路から県道72号の南側までへ到達します。到達範囲に約7,600人の町民の方がお住まいですので、7,600人の方は避難を余儀なくされるという想定になっています。

町の富士山火山避難計画によると、溶岩流の避難先は、原則というかな、この中では、町内での避難を基本とするというふうにしています。状況によっては、他市町村への避難を拡大するとしています。神奈川県が策定いたしました富士山火山広域避難指針によると、市町は市町村域内の避難所への避難、市町村域外への、広域避難の対象の区分けの考え方については、あらかじめ検討しておくことが望ましいというふうに、避難指針の中では掲げています。そこで町は、町内域、町外域の区分けについてはどのようにお考えなのか、ちょっと確認をさせてください。お願いいたします。

安全防災担当室長　今、町の富士山火山避難計画の流下シミュレーションにつきましては、エリアごとには分けてあります。流下後の日数によって避難行動等の記載は示してありますが、現時点では、町域に避難、また町外に避難という区分けをしておりませんので、また今後このタイムラインに即した形で、あらかじめ区分けを決めておきまして、町の富士山火山避難計画に反映をしたいと考えております。

以上でございます。

４　番　中 津 川　溶岩流の流下シミュレーションに即した形で、今後区分けを検討するということですので、よろしくお願いいたしたいと思います。

次に、これもまた県の広域避難指針の中ですけども、広域避難先の確保について、平時において市町村はあらかじめ隣接市町村または県内外の自治体と広域避難に関する協定などを含めて、避難者の受入れについて調整、協議を行うということが望ましいというふうにされています。上郡の１市５町では、中井

町だけが溶岩流の影響を受けなくて、開成町は町全域に溶岩流が到達するという可能性も示されています。

そこで近隣市町は、県内外との自治体との調整などはどのように進められているのか伺います。よろしくお願いします。

安全防災担当室長　現在町ではSKY圏、静岡、神奈川、山梨、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議内での自治体、これが静岡県が19市町、神奈川県が19市町、山梨県が８市町村、それから神奈川県内の市町村相互応援が、これが33市町村、また千葉県の横芝光町、長野県の千曲市とも災害時の応援協定を締結しております。千葉県の横芝光町、また長野県の千曲市、それから１市５町、この辺の１市５町の情報共有につきましてはできているんですけれども、それ以外の市町村や他県との広域避難につきましては、県が事前に調整をしていただくように要望をしております。

また１市３町、これが秦野市、中井町、大井町、松田町で構成する災害時における相互応援に関する協定に基づきまして、現在、隣町への避難につきまして、まずは担当課同士での話合いを進めたいと考えております。

以上でございます。

４　番　中 津 川　ただいまの回答の中で、近隣の自治体とかなりの、県内の市町村もそうですけども、災害時における相互応援協定、これを締結しているということですけども、ちょっと相互応援協定、ちょっと中を見たら、相互応援の中の項目に、避難、住民の避難って入っていないんですね。ですから、今後、広域避難についてもこの中で調整をしていただくようにお願いしたいと思います。

次に、災害が発生した場合の防災拠点となるこの松田町役場ですけども、溶岩流が流下した場合に、溶岩流が達する可能性がある場所にここは立地しています。避難計画では役場を溶岩流が到達しない神山地区、あるいは松田幼稚園、神山地区の松田幼稚園や神山のふれあい広場などに移転することを検討しているというふうにしていますが、これまでにどのような検討をされて、今後どうしていくのか、ちょっとその辺は確認させてください。

安全防災担当室長　これが国が示す溶岩流の流下シミュレーションにつきましては、溶岩流の流

下後35日で役場に到達する可能性があるということが示されております。町の富士山火山避難計画につきましては、役場の移転先を松田幼稚園、またふれあい広場を検討するということで記載を示しております。まずは災害対策本部につきまして、松田幼稚園に配置をすることで考えているところでございますけれども、実際、災害対策本部のほか、職員がそれぞれ災害対策に関する業務を行うためには、参集した職員が全員一堂に会する必要があるために、寄地区が現実的であるんではないかと考えております。現在、富士山火山被害に対するアクションプランの策定について取組を始めましたので、この辺の災害対策本部を置く施設につきましても、内容につきまして精査をする考えでございます。

以上でございます。

４　番　中 津 川　今の回答の中で、火山災害対策アクションプランというようなお話があったんですが、ちょっとそれ、具体的にどのようなプランなのか、ちょっと確認させてください。

安全防災担当室長　まだアクションプランにつきましては、まだ内容等は決まっていないんですけれども、実際その被害が発生した場合に、住民がどのような避難をするべきか、またどの辺が影響を受けるのか、そこのところに何人ぐらい住んでいるのか、その辺を十分精査しまして、その辺のアクションプランの内容に含めたいと考えております。

以上でございます。

４　番　中 津 川　ありがとうございました。

それでは、役場の移転についても、そのアクションプランの中で精度を上げていっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

町の富士山火山避難計画の最後に、本計画は今後検討すべき事項が多くあり、町や周辺自治体のみではなくて、県や国との調整が不可欠ですと記載があります。避難計画について、今後どのような事項を検討し、円滑な住民避難に備えるのか、今後の取組について伺います。よろしくお願いします。

安全防災担当室長　町の避難所につきまして、溶岩流の影響を受けてしまうような場合につきま

しては、県を通して大井町や秦野市、または中井町の避難所への調整を県へ依頼しなければなりません。これは決まっております。もしそれだけで不足する場合につきましては、県央地区、また横浜、川崎方面への広域避難、さらには県外避難も考えなければなりません。県外への避難、失礼しました、町内への、町外への避難、または県外への広域避難等につきましては、災害が発生する前に、事前にどこへ避難すればよいか、県が主導し、事前に調整をしていただくように継続して要望をいたします。

以上でございます。

４　番　中 津 川　町だけではなかなか対応が大変だと思いますので、県の役割もありますので、引き続き県への要望をよろしくお願いしたいと思います。

次に、降灰に伴う町民の安全確保、火山灰の処理等について伺います。

富士山の大規模噴火によって、神奈川県で特に注意すべき現象の一つに降灰があります。町として、大規模な降灰が発生した場合に、住民の安全確保に向けて、住民自身または行政機関がどのように行動し、また平時の備えはどうすればいいのか。さらには、大量の火山灰をどのように処理すべきかといった手順を整理してしておく必要があると考えます。降灰による人体の影響、また生活への影響、これを最小限に抑えるためには、平常時から降灰により生じる影響を、やっぱり分かりやすく町民に周知する必要があると考えますが、町民への周知についてはどのようにお考えなのか。先ほどの答弁の中も若干ありましたけど、もう少しその辺を膨らませていただいて、回答していただければと思います。お願いします。

安全防災担当室長　町の富士山火山避難計画につきましては、火山現象による影響、また降灰時の家屋避難の備えについて記載をしてございます。

現在、広域、失礼しました広報まつだ、またホームページの掲載などを活用しまして、引き続き町民へ周知を考えております。

以上でございます。

４　番　中 津 川　では、ちょっと分かりやすいように工夫して、町民へ周知していただければと思います。よろしくお願いします。

次に、堆積した火山灰の処理についてですが、町の地域防災計画や富士山火山避難計画には、降灰の処理についての記述は一切ありません。基本的には施設管理者が処理することとなります。道路は道路管理者、宅地内の降灰については、先ほど答弁ありましたけども、宅地内の灰は土地所有者、または管理者が火山灰を集めて、町が指定する集積場所まで運搬、搬出する。その後に町が運搬処分するとありましたけども、この町が指定する集積場所とは、具体的にどのような場所なのか、確認をさせてください。

安全防災担当室長　個人の敷地内から出された火山灰につきましては、土地の所有者につきましては袋などに火山灰を入れまして、ごみの集積所、こちらのほうに出していただきます。行政につきましては、この集積場所から一時保管場所、また、処分場までの運搬を対応することになります。

以上でございます。

４　番　中津川　ありがとうございます。

今、町が指定する集積場所というのは、ごみ集積場所ということでしたけども、通常のごみと違ってね、火山灰、大変重いので、高齢者の世帯の皆さんは大変重労働になると思いますので、今後、この降灰の収集方法については、さらなる検討が必要なのかなと思いますのでよろしくお願いをいたします。

降灰対策で、町民個人が行う安全対策として、先ほど答弁にありましたけども、備蓄すべきものとしては食料や水、ゴーグル、防災マスクがありますが、降灰処理は、また町民の避難誘導など、町と連携して行う共助、共助による自主防災会の活動については、やっぱり防災備蓄品として町が支給すべきではないかなと思いますが、その辺のお考えについて伺います。

安全防災担当室長　この降灰時に必要となる備蓄品につきましては、ゴーグルや防じんマスクにつきましては、自主防災会や御自分での活動の際に、家から現場までに向かう、外に出て家から現場までに向かう間にゴーグルや防じんマスクが必須となるものでございます。自宅から外出する際は必ず必要となる物資でございますので、御自身で備えていただくように、引き続き町民への周知をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

４　番　中 津 川　ゴーグルですとか防じんマスクは、火山災害以外でも、例えば震災後のがれき処理時の防じん対策とかね、そういったところでも利用もできますので、町が支給しないということであれば、各自主防災会に町が支援している地域コミュニティー交付金、この中に防災防犯支援金というのがありますので、ぜひ富士山の火山のために、あまり皆さん周知されていないから分かんないんだけど、その中でも、少しずつでも備蓄を進めてくださいというような周知を図っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、堆積した火山灰の処理に当たっては、一時的に保管する仮置場、これが町内に何か所か必要になると思います。仮置場の選定の考え方について確認をさせてください。

安全防災担当室長　ただいまの火山灰の一時的に保管する仮置場につきましては、平たんである程度の広さがありまして、運搬に当たっての車両の乗入れができる場所、こちらを選定をさせていただきます。今のところ幼稚園、小学校、中学校のグラウンド、またJRの松田駅北側の町営臨時駐車場、それから児童公園、また先日ふれあい農園を整備した駐車場などの指定を今、考えております。

以上でございます。

４　番　中 津 川　仮置場について答弁ありましたけども、グラウンドとか駐車場も活用するということですけども、実際の活用に当たっては、土地の原状復旧がしやすいように、下にシートを張るとか、あとは風による飛散防止、降雨による流出防止なども踏まえて、慎重な検討が必要と思われますので、引き続きどうぞ検討のほどよろしくお願いいたします。

令和６年５月に改正されました現行の地域防災計画の第４編火山災害対策計画には、富士山や箱根山などが噴火した場合における火山情報の伝達体制や救助救命活動についてのみ定められています。これまで確認をさせていただいた溶岩流に対する災害対策、降灰対策、火山灰の処理、仮置場の選定あるいは最終処分地の考え方などを、やっぱりこの地域防災計画に追加して充実を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

安全防災担当室長　富士山火山が噴火した際の対応につきましては、溶岩流対策、降灰対策、また火山灰の処理、火山灰の仮置場の選定、また一時保管場所や最終処分場の考え方につきまして、先ほど回答させていただきましたことを含めまして、今後の地域防災計画に必要事項を取りまとめて、反映をすることで対応してまいりたいと考えます。

以上でございます。

４　番　中 津 川　大変前向きな御回答ありがとうございます。

地域防災計画は町が策定したものじゃなくて、これは松田町防災会議が策定したもので、富士山のこの避難計画は、これは国の義務計画ということで町が策定した、これは別物なんですよね。ですから、その辺はお互いに補完すべき計画だから、今、地域防災計画の別冊という形で捉えていますけども、もともとは別な位置づけですから、これをさらに補完をするということであれば、もっと細部にわたって、お互いに補完できるような充実した火山災害対策を構築していただきたいと思います。

時間が若干ちょっと余っているんですが、ちょっとまとめのほうに入らせていただきます。

山梨県富士山科学研究所の所長で、東京大学の藤井名誉教授は、内閣府のホームページの中で、富士山はもともと活発な火山で、平均すると30年に一度噴火していたが、最近300年以上静かな状況が続いていると。10倍以上の期間休んでいる異常な状態であり、次の噴火がいつ起こっても不思議ではない。若い活火山なので、必ず噴火するというふうにおっしゃっています。火山災害対策は、風水害や地震災害に比べると、町民の中ではなかなか身近に感じられるものではなくて、先ほど言いましたけども、役場の移転など、課題も大変多いと考えますので、町民への分かりやすい周知は、あとは、いざというときの円滑な避難体制など、火山災害の対策を万全を期されるよう要望して、私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議　　長　以上で受付番号第２号、中津川定雄君の一般質問を終わります。

受付番号第３号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。

９　番　井　　上　　それでは、議長の許可が出ましたので、一般質問を行わせていただきます。受付番号第３号、質問議員第９番　井上栄一。件名、新松田駅南口駅前広場整備事業と北口駅周辺整備事業の今後について。

要旨。昨年、駅北口市街地再開発事業等の都市計画決定が行われました。新松田駅は鉄道、バス、タクシー、一般車両及び歩行者が集まる交通結節点であり、北口駅前広場と南口駅前広場は交通広場として一体的に機能する都市施設であると考えます。

そこで以下について伺います。

１、町は新松田駅を南北一体の交通結節点として位置づけているのか。また、駅全体の交通処理計画を策定しているのか。

２、都市計画決定された北口駅前広場に対し、南口駅前広場は都市計画上の位置づけ及び将来的に新松田駅前の交通広場を一体の都市施設として整理する考えは。

３、本年度予算に南口エレベーター整備があるが、北口・南口を通じたバリアフリー対応の計画なのか。

以上、よろしくお願いします。

町　　長　　それでは、井上議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、一つ目の御質問の「新松田駅の南北一体の交通結節点としての位置づけ」につきましては、これまでの御説明と同じになって恐縮ですが、平成28年度から30年度までの３か年間の継続費にて、議会にてお認めいただいた予算を活用し、平成31年３月に策定しいたしました新松田駅周辺整備基本構想・基本計画の中で、既に北口・南口の一体的な交通結節点としての整備を明記しております。駅前広場といたしましては、策定時に実施した交通実態調査に基づき、駅利用者数を算定の上、建設省、現在国土交通省で監修されました「駅前広場計画指針」により、一般車や公共交通の乗降場、歩道等の交通空間、また、訪れる人々の滞留の場となる環境空間など、駅前広場に必要な施設規模を算出し、バス・タクシーの交通事業者及び交通管理者との協議を踏まえて、交通処理に支障がない計画としております。

さらに、再開発ビルの整備に伴う周辺交通の影響については、自動車等の交通量調査の結果を基にした推計の上、将来的に交通量の増加が見込まれた場合においても、周辺交差点の交通処理に支障がないこと等も検証しております。

次に、「駅全体の交通処理計画の策定」につきましても、既に新松田駅周辺整備基本計画の駅前広場整備計画案の中で、松田駅南北連絡通路、新松田駅の南北自由通路・橋上駅舎化及び南口駅前広場による小田原方面行きのバスの交通分散を将来的な整備検討として位置づけております。

なお、令和８年度に準備組合が行う再開発事業の施設計画に係る基本設計及び令和９年度に行う実施設計と併せて、駅前広場計画、交通処理計画については、当地区が重要な交通結節点であることを前提に、町は道路管理者として、駅利用者の安全性や駅前の快適性等の観点から、さらに精査をして行っていくこととしております。

次に、二つ目の御質問についてお答えいたします。

まず、「南口駅前広場の都市計画上の位置づけ」については、都市計画法に規定された都市計画決定を目途にした都市施設の位置づけによる整備はできません。理由といたしましては、駅前広場や道路といった都市施設を都市計画決定する際は、技術的に「都市の骨格となる幹線道路であり、必要な道路網を形成する」など、広域的な都市施設であることが要件に求められておりますが、新松田駅周辺整備の場合は、既に駅の東側に隣接する広域的な都市機能を有する県道711号が都市計画決定によらずおおむね整備済みであるため、新松田駅の南口及び北口の駅前広場を単体で都市施設として定めることができません。そのような理由から、平成15年に「道路事業」としての整備手法を選択して20年余りが経過し、現在も整備中となっておりますが、計画箇所の用地買収ができていないと次に進めない状況にあるのが駅南口であり、一方、駅北口につきましては、現状を踏まえた整備手法の検討の結果、既にお示しのとおり「市街地再開発事業」の都市計画決定の中で、広場、道路、デッキ等を地区施設に位置づけることにより、整備の担保を図っているところでもございます。

また、「将来的な南北一体の交通広場として整理する考え」については、先

ほど説明いたしましたとおり、基本構想・基本計画の策定時点で位置づけしているとおり、小田原方面行きのバス停を駅南口に移設して交通の分散を目指す方針に変更はなく、南北それぞれの事情に即した事業手法にて整備を進めてまいります。

三つ目の「北口・南口を通じたバリアフリー対応の計画か」について、既に北口改札を利用されるお客様には、バリアフリー対応として平成16年にエレベーターが駅構内に設置され、南口については平成24年に行った小田急電鉄との協議に基づき、改札外にエレベーターの設置を予定しておりましたが、諸般の事情により時間を要している状況を踏まえ、再度、小田急電鉄との協議を行い、設置場所を改めることといたしました。今年度中にエレベーターの設置に係る設計を行い、令和９年度末の工事完了を目指しているところでもございます。

なお、北口の改札外につきましては、準備組合にて検討中の市街地再開発事業の施設計画との一体的なバリアフリー化を検討しているところでもございます。

以上でございます。

９　番　井　　上　　御答弁ありがとうございました。

まず１点目の今の答弁をいただいた内容の中から確認をしたいので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、南北一体の交通結節点としての位置づけは、平成31年３月の新松田駅周辺整備基本構想・基本計画の中で行われているというところで、そのときの交通実態調査とか、公共交通の乗降場の状況等を行ったというふうに理解をしましたが、これは、南口を含めて、南口と北口両方に行った調査なのかどうかを確認をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まちづくり課長　　お答え申し上げます。

今、議員御質問の基本構想・基本計画、こちらでございます。見ていただくと、交通量調査というのは、自動車また、歩行者、自転車、こういった観点で近隣何か所かで行っております。今、指摘の北口だけなのかというお話に関し

ましては、全体で、乗降の数は、そうですね、そのときの南口も調査はしておりますね。もっと言いますと、JR側のほうも、JRの乗降というわけでは北口ではないんですけども、自動車の交通も含めて、もう少し広範に調査地点を設けて実施をしておりました。

以上でございます。

9　番　井　　上　ありがとうございます。

調査の方法としては理解をさせていただきました。ここでは、駅利用者数というふうに書いてあるんでね、通常、JRの南口から小田急線新松田駅の北口の利用者数をカウントされたのかなというふうに思ったんですけれども、全体としてという答弁がありましたので、了解をいたしました。

１点目につきまして、北口と南口のロータリーとか周辺道路の交通状況というのは、全体でということで計画をされて、先ほどの新松田駅基本構想基本、計画の中で、もっと、もっと広範なね、駅だけではなく、さらにそれの周辺の交通状況、交通計画というのが示されているというふうに理解しています。ただ、やはり一番松田町の駅前広場を考えた中では、小田急をまたぐ部分の乗換え動線、これが将来の検討事項としては、今回、都市計画決定をされる前に、最初の新松田駅周辺整備の基本構想等が示された段階の中では、計画としては、構想、計画としては載っていたんですけれども、取りあえずちょっと棚上げされたというふうなことの実態だというふうに思います。

南北一体の交通結節点とするところでは、小田急線の新松田駅北口と南口、あとJR御殿場線の松田駅の北口南口、これがやはり上郡の玄関口という、広域的な意味の玄関口だというふうに位置づけているというふうに理解をします。なので、今、北口は都市計画決定をした、南口は道路事業で認定されているというふうな答弁がありましたけれども、やはりここは南北一体として、一体的な構想が必要だと思われますが、その辺の担当のお考えをお伺いをしたいと思います。

まちづくり課長　お答えを申し上げます。

担当の考えというふうにおっしゃってくださったんですが、まず、一体的な

構想・計画といたしましては、繰り返しで恐縮ですけども、平成31年３月の基本構想・基本計画の中で位置づけております。やはり、これは今おっしゃっていただいたように、もう少し広範なというか、北口、新松田駅北口だけを指すのではなくて、全体としてあるべき姿、このような形はというところの目標を構想しているもの、また基本計画としてどんな形なのかというところをまとめたのが構想でございます。これに基づけば、基本的にはそのようなそれぞれその機能を一体的にというようなものは、この中にまとめられております。

ただ、現実として、それぞれの手法の中で何を選択していくか、あとはこれを策定するまでに、今までの経緯もございます。南口についても、議員も御案内だと思いますけども、いろいろ取り組んできた経緯というのがある中で、この道路事業でやっていくと。じゃあ今回、北口でこの準備組合が設立されて、都市計画決定をしてという段まで来ておりますけども、いわゆるその再開発という手法を、ここは、このエリアについてはこれで行こうということを、やっぱりこの段階を踏んで、今、来ていますよね。やっぱりそういった段階を踏んできているというのが、北と南の考え方。

また、あともう１点おっしゃっていた小田急をまたぐ、JRをまたぐ、これも基本構想・基本計画の中では考えとして載ってはいます。これを旗を降ろしたわけではないですよね。まずこれを目標としてやっていこうという考え方は、従来から説明しているとおり変わりはないんです。ただ、その小田急さんとのその協議の中で、先ほど棚上げというような表現をいただきましたけども、町としても最終的に小田急さんとの協議の中で、橋上駅舎化についても、いろいろな御検討もしていただいてきたわけですよ。今まで御説明してきたとおりですけれども。ただ、それのタイミング、今この事業が、再開発が動いているタイミング、これで一緒にできるのかという現実論というのは当然あると思います。その中で、ベストじゃないかもしれないけれども、今できる、今このタイミングでこの経過の中でできる一番のチョイスを何とかしたいということで進めていると、このように認識をしております。

以上です。

９　番　井　　上　　答弁ありがとうございます。

本当に旗を下げられちゃったのかなというところなんですね。やはりそこの一体的に、北口、南口から北口というところの状況を、やはり橋上駅舎化、自由通路というのは、やはり松田町にとって再開発事業と一体となった部分としては、やはり欠くことができないということで、その辺が同時にはできないということは、同時にやることは現実的ではないという答弁、理解できました。やはりそこの旗はずっと持ち続けていっていただきたいというふうに感じます。

それは今、小田急線の新松田駅のほうも、特に自由通路等の部分があるということで考えておりますが、それにちょっと関連したところで、JRの御殿場線の南口の用地の状況もちょっとお知らせいただきたいと思いますが、JR用地の南口の入り口のところにある部分、これもやはり町が買収をして、JR東海さんも了承いただいたというところまでは、私のほうの頭には入っているんですけれども。ちょっと３月お休みをしてしまいましたので、その辺の状況がどうなっているか、お伺いをさせてください。

まちづくり課長　　お答え申し上げます。

JRの松田駅南口から町道３号線に出るまでの通路的な用地でございます。こちらについてはJRさんと協議をして、最終的に町のほうで買収させていただきました。このたび、町のほうに登記のほうも済みまして、権利のほうは今町のほうの所有となっております。この内容についても、今回６月の広報で少し御案内をさせていただきました。JRさんで行くと、またちょっと、ごめんなさい、ちょっとずれますけど、ガード下の件もいろいろあったりするわけですけども、いろんなことをJRさんと協議して、再開発の事業についてもこういう進捗で、今こういう段階ですと。用地についてはというところで、今言ったその用地に、ちょうど買わせていただいた用地ですね。こちらについても、JRさんとしては、町のほうにお譲りしてくださるということで、こちらについては御理解をいただいてやったということでございます。また広報でも御案内を町民に対してさせていただきました。

９　番　井　　上　　ありがとうございます。

ちょっと聞いた話では、その辺のJR松田駅南口の通路部分の買収を、その近隣の方がちょっと状況が分かっていなかったと。すぐにそこの通路に面して営業されている方等にも、その辺の所有が変わりましたよというようなお知らせを広報でされるということですけれども、実際に営業されている場合は、やはりそこの利用条件があって、今まではJR東海さんに遠慮しながら荷物の搬入とか、そういったものをされていた部分もあるかと思いますけれども、その辺が今度、町になったよということでお知らせをしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをします。

続きまして、将来的に、２番のほうに移らせていただきたいと思いますが、将来的に交通広場として整理する町の考え、先ほどはそういった旗は降ろしていないというふうな説明がありましたが、南口の状況の中で、ちょっと何点かお伺いをしたいと思います。

南口は今年度、エレベーター施設の設計で、来年度末までの完成を予定をしているという答弁がありました。北口の交通緩和を図るため、小田原方面の路線バスを南口から発着させるというふうな方向性が示されていました。そのためには、やはり入り口部分が狭いということもありまして、入り口部分の補償・買収というのが、何年か前までの予算の中では計上をされていました。

ただ、バリアフリーということで、全体的に考えますと、エレベーターを設置するだけでいいのかというところが出てくるんじゃないかなと思います。南口ですね。やはり一般の車だまりといいますか、の部分で、多いときには、平日でも結構七、八台ぐらいの車がそこで停車をして待っていると。やはりエレベーター施設ができる場合では、そのロータリーを多少構想を変えていかなければいけないのではないか。実際的に北口のほうは一般の乗降場と、あとそのバリアフリーのための車の、車寄せというんですかね。場所というのは別々に設置されています。そういった南口のロータリーとしての計画をどういうふうに考えるのか。また先ほど答弁がありました中で、町が想定しているバス路線、これはいつぐらいに移設時期を、先ほどの買収補償等の関係もあるかもし

れませんが、いつぐらいをめどと、今現在から見てめどとしているのか。その北口の再開発事業の完成等とのタイミングはどういうふうに考えるのか。その何点かよろしくお願いをしたいと思います。

まちづくり課長　すみません、何点かありましたので、漏れていたら御指摘をお願いいたします。

まず南口のエレベーター設置につきましては、少し経緯を申し上げますと、まず平成24年に南口にエレベーターを設置することに関して、小田急さんとの協議、またこれが協議を了しているタイミングがございます。ただその後、なかなか事業の進捗がいかない部分がございましたので、ちょっと設置の場所というのを変更する協議、それが令和７年度にしております。一番は、これ町民アンケートも含めて、また都市計画決定時のパブコメ、いろいろありましたけども、やっぱり南口に関しては、どうしてもエレベーターが欲しいよといったお声は非常に強いです。当然、上病院のアクセス含めて、北口にはあるのに南にはないというところで、まずこれを第一に、何とか場所をちょっと変えてでも、今設置をしたいというところで動いております。年度で申しますと、今年度、細かいさらに設計、こういった協議をして、９年度ぐらいに設置に係る工事、こういったものに取りかかりたいということで、小田急さんといろいろ詰めているのが今の状況でございます。

エレベーターだけでいいのかよというお話でございます。議員御指摘のとおり、今、北口に関しましては身障者用の、例えば、車寄せというか、スペース、こういったものも考えておりますし、エレベーターや、またエスカレーターというのも、いろいろ準備組合さんのほうでも御検討いただいている内容でございます。南口も、いわゆる今の交通広場として、そのスペースが完成系ではない。当然目指しているものはもう少し大きくございます。こちら辺は、いわゆる用地買収、用地買収ですね。こちらの協議を鋭意進めております。ちょっと細かい内容は申せませんが、いろんな調査もして、デリケートな交渉に今入るところでございますので、その状況を踏まえて、その広場としての面積が広がっていく、そういった中で、その身障者用のスペースというのも設置をし

ていきたいなということで今考えております。

北口との兼ね合いですね。北口の事業とのその兼ね合いということでございますけれども、今申し上げたとおり、道路事業としてここまでなかなか難しい状況が続いてきているものを、改めてここでその用地交渉を含めて協議をしている最中でございます。完成が何年ということを、今ちょっとはっきりと申し上げることはできないんですけれども、そうですね、今年の交渉次第というところもありますけれども、今までかかったような長い年月かかることなく、何とか前に進めていきたいと思っています。北口とぴったり一緒とか何とかということを、ちょっと今はっきり言えればいいですけど、ちょっとそこまでのお話がしづらいところがありますので、御容赦いただければと思います。

以上です。

９　番　井　　上　　ありがとうございます。

移設時期、バス路線は移設する時期、やはり北口のロータリーが変更すると、やはりそこに、例えば小田原方面の部分のバス停をそこに設置をして、ある程度、それから何年かたった後に南側に移すというのではなく、やはりそこら辺は方向性として、その辺の北口のロータリー完成に合わせた形の中で、南口もロータリーの開設整備、バス路線の移設を行っていただければということをお答えをいただきたかったかなと思いますので。また今後とも、それの御検討をよろしくお願いします。

あと南口のほうの、今までは、何年か前までは、予算のほうで計上を、土地の買収費等が予算化されていた。今年はちょっと見たら、そういった項目が減らされているか、なくなったというかなんですけども、その辺については随時、補正等で対応されるお考えなのか、そこをお伺いをいたします。

まちづくり課長　　南口にかかる予算の近年の状況ということでございます。

今年度、令和８年でございますけども、今年度に関しては、その用地に係る費用というものがない。南口のところには乗っかっていないと思います。もう一つ言いますと、７年度もその用地買収に係る、今まで億に近い予算というものを、６年度まで計上させていただいておりましたけども、なかなかこれが使

えないまま来ている予算でした。ただ７年度に関して、先ほど御説明申し上げたとおり、いわゆるその交渉に係る調査の費用というものを、委託の費用をお認めいただいて、７年度中に執行してございます。それをもって８年度につきましては交渉させて、今いただいている段階だということで御理解いただければと思います。

９　番　井　　上　　分かりました。

そこの調査とか用地交渉の部分が続いているということは、国のほうの国庫補助も、額的には厳しいのかもしれないんですけれども、継続しているというふうに理解をさせていただきました。

それでは、３番のほうに移りたいと思います。

南口のエレベーター整備というのは、駅全体のバリアフリーというふうな考え方のもとに行うべきだというふうに考えています。ただ、先ほどの、橋上駅舎とか自由通路があって、初めて新松田駅の全体のバリアフリー化、または、またちょっと違った言葉だと、ユニバーサルデザインの推進ということで位置づけられるかと思います。その中で、南口のほうは、取りあえずバリアフリーとしてエレベーターの設備を行って、地上部分から改札等のある２階部分までのバリアフリー化を行うということだというふうに理解をします。

ただ南口は道路が狭隘で、歩行者や車がかなり多い。その乗降客を迎える車なども停滞をしていて、なかなか車椅子とかベビーカーが安全に駅舎へ、エレベーターを使ってアクセスしにくいのではないかなというふうに考えます。先ほどは車寄せ等も、バリアフリー対応の車寄せを検討していただくという答弁をいただきましたけれども、やはり駅全体として考えた場合には、北口からも南口からも、車椅子やベビーカーがそのまま階段を使わずに改札口へたどり着けるということが、最低限確保するというふうな考え方を私は考えますが、それに対してのお考えがあればということです。

あと、将来的な考えの中では、先ほど自由通路、橋上駅舎の交渉を、再開発事業とは同時進行というわけにはいかないということで理解をさせていただきましたが、まだ新松田駅周辺整備の基本構想・基本計画の中で示されている道

路下構築物を一体的にバリアフリー化する方針を掲げられているということなので、北口の再開発ビルで、２階に上る部分のペデストリアンデッキの部分というのは、どういうふうな構想の中で、エレベーターとか、あとエスカレーターがあります。身体の、車椅子を利用ではない身体に障害のある方は、エスカレーターでも可能かなというふうに思いますが、やはりエレベーターですと、例えばJRの御殿場線の南口からのアクセスというのはちょっと大変な、車椅子の乗降客の方のアクセスというのはなかなか大変な状況になるのではないかなというふうに思います。町道３号線の部分がどういうふうな形でアクセスできるような形になるのか。今までイメージで表示されています図面から見ますと、なかなか町道３号線をそのままJRの南口から新松田駅の１階の改札の部分に来られないのではないかなというふうな想定をされます。やはり、その２階のペデストリアンデッキを利用して、将来的にも南北自由通路、橋上駅舎、ペデストリアンデッキ、北口再開発ビルがフラットな形でつながらないと、バリアフリー動線が完成をするということではないかなというふうに考えますが、その辺のお考えをお伺いいたします。

まちづくり課長　お答え申し上げます。

まず冒頭で少しありました車椅子を御利用をされる方についてですね。いわゆるエレベーターの御利用が前提になろうかと思います。そうした場合、今、車椅子を前提としたエレベーターの設置となりますので、規格的には、当然、エレベーター、何ですか、車椅子の方が御利用できる規格のものを用意するというのが基本となります。これは、当然、今、町がお話を小田急さんとお話をさせていただいている南口のエレベーターもそうですし、また、これはあくまで基本計画ということで、都市計画決定前に御検討いただいた内容ではございますけども、このときにこういった箇所にエレベーターを置きたいというものの企画も、当然、今おっしゃっていただいたような車椅子の方が御利用いただけるようなものを想定して、検討していくものだというふうに考えてございます。

まずアクセスの話を、いろいろなお話を頂戴しました。これはちょっと記憶

で恐縮ですけども、例えば全体、住民の方への説明会をやったときに、JRの松田駅から新松田駅へどのようにアプローチするのかというところで、ペデストリアンデッキがあって、これに乗っかってじゃあ２階に行くのかよというようなお話です。２階に行く際に、動線的に、これは階段はあるでしょう、当然あるでしょうと。ただ、エレベーターを設置して、これで動いていただいたらどうかというような案に対して、例えば、やっぱりここにはエスカレーターが必要なんじゃないかとか、いろんな御指摘を頂戴した記憶がございます。そういった御指摘というのは、準備組合さんの中でも順々に検討させていただいております。

町側も、いわゆるペデストリアンデッキの歩行者がどれぐらい歩かれるのかというところも想定した中で、ここへのアクセスが、やっぱり朝の７時の時間帯ですよね。ピークのときに、今、横断歩道を渡っていらっしゃる方々が、いかにスムーズにここを使っていただくかという意味では、こういったエスカレーターとかという考え方も、今御検討いただいている中で調整をしておりますので。

御懸念のバリアフリーというのは、ちょっと大きめのお話をさせていただきますと、たしか平成18年にバリアフリーの新法、高齢者や障害者の方の移動の円滑化に関する法律ですかね、こういったものができています。以降は様々なそういった基準にのっとって、公共的なものというものはやっていかなければなりません。そういった意味も含めて、やっぱりそういった基準にのっとって、今回の計画も考えていただいておるところです。いわゆる今、議員がおっしゃった２階部分のペデストリアンデッキで、新松田駅から町道３号線を渡って北側に、今、北から南にありますけども、やっぱりそのペデストリアンデッキにアクセスするというところは、箇所箇所でエレベーターもしくはこういったエスカレーターというのを検討する中で、円滑に御利用いただけることを検討していただいている最中でございます。

９　番　井　　上　　ありがとうございます。

ちょっと、今最後の部分の中で、町道３号線を渡ってというふうな、町道、

ペデストリアンデッキが町道３号線の上を通っているという、そういう意味ですね。分かりました。

今、説明をいただいて、その北口部分のバリアフリーについては、組合のほうと調整をして進めているというふうな答弁ですけれども、やはり町の駅前広場等におけるバリアフリーの構想という、構想、考え方、そういったものが必要ではないかなと。町はこう考えるんで、やはり再開発事業は、再開発組合はこういうふうな考え方にのっとってやっていただきたいというところが大切なのではないかなというふうに考えます。その部分をどういうふうに考えるのか、今後その辺を策定をされるのかということが、一つお尋ねをしたいと思います。

それに併せて、あと再開発ビル内には公益施設も造られるということで、これは町のほうの施設になると思います。また、商業フロアだけじゃなくて、周辺の町道の歩道も、やはりバリアフリーのための歩道が、車椅子でも通れるような状況をつくっていかなければいけない。周辺店舗のバリアフリー化の誘導も含めて、誰もが安心して外出できるような町をつくるというのが、やはり町が考えるバリアフリーの計画、構想が必要だというふうに考えます。そこの２点ですね、いかがでしょうか。

まちづくり課長　お答えさせていただきます。

まず、バリアフリーの考え方というのが町にとっての軸的なものですかね、こういうものがどうなんだということかなというふうにお聞きしました。例えば政令市ですとかいろいろな大きめの市、こういったところはバリアフリーの基本構想を持っているんですよ。持っていて、特に人口がというか人流が多い場所、こういったところにはその基本構想をつくってそのエリアごとに様々な考え方の整理をされているところがございます。

後ればせながらの部分もちょっとあるんですけども、松田町にはこの駅前の基本構想・基本計画のもう一つ上という言い方もちょっとあれなんですけども、立地適正化計画というものがございます。上からいくと例えば都市マスタープランがあってとかいろいろあるんですけども、いわゆる立地適正化計画、

こちらも議会の皆様には御案内をさせていただいた計画でございますけども、その中で言葉としてコンパクトシティ＆ネットワーク、この言葉が響けばなと思うんですけれども、この計画を既に策定しております。この中でバリアフリーの項を一つ、今回設けようと考えております。そのための予算をお認めいただいて、その改定もする予定でございます。

並行してですね、ただ、今、準備組合さんのほうでは基本計画から基本設計のほうに向けていろんな御検討をいただくわけですけども、その際に一応町のほうでもこういう動きがあるという中で、町の公共施設というのは当然基準にのっとって、今言ったバリアフリー、もっと言えばユニバーサルデザイン、こういった考え方にのっとった基準というのがおおむねあります。それをこのエリアでどのように展開していくかというのを、今言ったその立地適正化計画の中の改定するバリアフリーの考え方も踏まえながら、入れながら、並行して、今年、基本設計等を考えていただこうと考えております。議員がおっしゃった歩道とか空間についてもですね、駅前広場、その全体的な今回のエリアにつきましては無電柱化も考えてございます。今、占用者といろんな協議を始めさせていただいておりますけども、そういった中でより広いスペースを安全・快適に通行いただけるように、そういったところにしっかり配慮した計画としていきたいと、このように考えております。

以上です。

9　番　井　　上　ありがとうございました。立地適正化計画ですね、じゃあその辺を参考にして、再開発のほうの組合との交渉に当たっていただきたいというふうに思います。

それではですね、最後になります。以上から、新松田駅の北口・南口、これを一帯の交通広場と整備していくということの中で、北口広場、南口広場、鉄道の乗換え、自由通路、それらの三つがですねセットで動き、歩行者と車両の処理が同時に行われるべきだと考えます。そこで、新松田駅周辺整備事業の基本構想・基本計画に上がっていた橋上駅舎と自由通路、これが将来的に一体となる交通広場に欠かせない機能であるというふうに思います。

そこで、町長にですね、今後の小田急との交渉等の状況もあるかと思いますが、今後の橋上駅舎と自由通路についての構想、今後の整備の見込みについてのお考えをお伺いして質問を締めたいと思います。よろしくお願いいたします。

町　　長　御質問にお答えいたします。

先ほど柳澤課長からのお話のとおり、基本構想・基本計画で掲げた松田町が目指すべき方向性については札を下げたわけでは一切ございません。ただ、交渉事でございますので、やはり小田急さん、ＪＲさん等も含めて、県も含めてですけど様々な主体がいらっしゃるし、行政だけじゃなかなか前に進まないところも当然ございますので、民間の方々の感覚だとかということもございますので、その辺は適時適切にやっていかなきゃいけないというふうに考えております。

それは何事かというと交渉事のことです。ですので、交渉事についてあれこれいろいろ詮索する方々がいらっしゃいますけども、我々政治家というのは結果責任で今現在至っているということだけ御理解いただければですね、どこで、誰が、どんな話をしたかというのは要らないはずだと私は思っています。ですので、この基本構想・基本計画に基づいて進めていくというのは行政側のほうの方針でございます。これは私が任期中しっかりと承りながらやっていかなきゃいけない。そのためには、様々な主体、また地権者の方々にも御協力をいただかないと、南口みたいに20年間近いような形で塩漬けしているような場合じゃないということもありますから、その辺りは行政も責任を持って進めていくようなことのために、今回、様々な御意見をいただく中で南口にエレベーターを設置してほしいという強い要望があって、いろんな工夫を重ねた中で小田急さんのほうにも承知してもらい、現在、設計をいただいているというふうなことでもございます。

そういった格好で少しずつ協力してもらいながらやっていますので、自由通路を造りたい、または橋上駅舎を造りたいということについても、橋上駅舎については、過去に議員の皆さん方にもお示ししたとおり、もう松田町としては

小田急電鉄さんに計画してもらった四つ程度のプランがございます。ですので、タイミングと時期については小田急さんとの話になってきますし、その中で選ばなきゃいけない。また、自由通路については、それもその絵をマスタープランの中に、頭の中に入れつつ、今回の南口のエレベーター工事をここに設置すれば将来的にはそのエレベーターをまた撤去したりだとか、そういうことをせずして自由通路もしくは橋上駅舎とのアタッチメントといいましょうかね、接続ができるというふうな理解の下で今回工事をさせてもらっていますので、なるべく後戻りはしない、無駄なこと、町民の方々に必要以上の負担をかけないような格好で基本構想・基本計画の実現に向けて引き続き邁進してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

９　番　井　　上　　ありがとうございました。

以上で終わります。

議　　長　　以上で、受付番号第３号、井上栄一君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。なお、休憩中に昼食をとっていただき、午後は１時30分から再開いたします。　　（11時51分）

議　　長　　休憩を解いて再開いたします。　　（13時30分）

引き続き一般質問を行います。

受付番号第４号、北村和士君の一般質問を許します。登壇願います。

１　番　北　　村　　よろしくお願いします。

議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。受付番号第４号、質問議員第１番北村和士。

件名、子育て世代が世帯が安心して働き、暮らせる環境整備について。

要旨、少子化により児童数減少が見込まれる一方、共働き世帯の増加等により、安心して子供を預けられる環境整備の重要性は高まっていると考えます。そこで、次の点について伺います。

（１）現在検討されている幼稚園のこども園化について、目的、今後のスケジュール、幼児教育機関としての質の担保について。

（２）学童保育について、利用希望者増加に伴い待機児童が生じているとの声もありますが、現状認識と今後の対応策について。

よろしくお願いいたします。

教　　育　　長　北村議員の御質問の１番につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。その中の一つ目の質問であります、現在検討している幼稚園の認定こども園化の目的についてお答えいたします。

松田町では、少子高齢化が進む一方で、ここ数年は様々な施策に取り組んでいることにより、人口減少についてはコロナ禍前と同様に一定の歯止めが効いており、効果が出ていると考えております。

一方で、社会構造の変化が就労形態に影響を及ぼし、その結果、共働き世帯が増加し、それに伴って長時間保育のニーズが高まってきている現状があります。また、幼児教育の無償化などの影響もあり、町立幼稚園の園児数が減少傾向にあります。

このような子育て環境の変化を受けまして、令和７年度に幼児期の育成環境の在り方検討委員会を設置しまして、松田町の未来を担う子供たちの育成環境について最終報告書の提出が先日あったところでございます。町といたしましては、今回の報告書を参考としまして、これからの施策の判断材料として、松田町がこれまで培ってきた幼稚園教育のよさを持続・発展させつつ、保護者のニーズに応えていくことを認定こども園化の目的として検討しているところでございます。

続いて、今後のスケジュールについては、６月末を目途に県への相談、７月に関係者への説明を予定してございます。

続いて、３点目の幼稚園教育の質の担保についてお答えいたします。

現在の町立幼稚園では、子供たちが幼児期に育みたい三つの資質・能力、すなわち「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を獲得できるように取り組んでおり、園児たちは日々の遊びや生活体験といった園生活を通じてそれらの資質・能力を育みながら過ごしております。今後、新たな幼児教育施設の枠組みに移行したとしても、文部科

学省やこども家庭庁から示される教育・保育要領を踏まえることはもとより、本町の幼稚園教育の重点であります「遊びを通した学びの育成」「個に応じた保育」の精神は継承していく方針でございます。その際には、時代の変化に即した、より魅力ある幼稚園へと進化させていく必要があると考えております。

これからも、子供たちが安心して心地よく過ごせる環境を整えて、個に応じた丁寧な保育を行うことで、地域の宝である子供たちの健やかな育ちに取り組んでいきたいと考えております。

町　　長　それでは、２点目の御質問は私のほうからお答えさせていただきます。

学童保育事業は、保護者が就労等により昼間、家庭にいない児童を対象とし、放課後等に安全で安心して過ごせる場を提供するとともに、遊びや集団生活を通じた健全育成を図ることを目的としております。本事業は市町村に実施努力義務が課されている事業であり、地域のニーズや実情を踏まえながら必要な提供体制の確保に努めることとされており、本町では平成12年度より町直営にて実施し、現在は松田小学校と寄小学校にて運営を行っております。

では、本町の学童保育の状況についてお答えいたします。

令和７年度より、子育て世帯が安心して働き続けられる環境を整備することを目的として、学童保育利用料の無償化を実施したところでございます。こうした中、利用料無償化により経済的に利用しやすい環境が整ったこと、また、子供たちが放課後を安全・安心に過ごせる居場所に対する保護者のニーズが高まっていることから、令和７年度においては年度途中での退室が減少し、さらに令和８年度の進級時における継続利用希望者も増加したことを踏まえ、年度開始前の利用申込期間後に申込みがあった低学年児童につきましては放課後における見守りの必要性が高いことから、受入れについて弾力的に対応を行うなど可能な限り対応を行ってまいりました。その後も利用希望の申込みは続き、現在の登録児童数につきましては定員であります160名を超える状況となっております。そのため、児童一人一人への見守り、安全確保の観点を加え、国が示す学童保育の運営基準等を踏まえますとこれ以上の受入れができない状況となっております。

現在の待機児童数につきましては合計７名となっており、その内訳を申しますと、通常利用の希望は４人、また夏休み等の長期休暇のみの利用希望が３名となっております。

次に、今後の対応についてお答えいたします。

町といたしましても、待機児童の解消は保護者が安心して働き続けられる環境整備の観点からも重要な課題であると認識しておりますが、学童保育は児童が長時間生活を送る場でもあることから、学童の安全性や適切な見守り支援の質を確保することも極めて重要であると考えておりますので、単に受入人数を増やすだけではなく、施設環境や運営体制等も踏まえながら総合的に判断していく必要があるとも考えております。

今後は、利用状況を改めて確認し、利用頻度が少ない方や家庭での対応が可能となった方に対しましては必要に応じて利用の見直しについて御協力をお願いするなど、支援の必要性が高い低学年児童が利用しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

また、今後の受入体制を考える上で、学童保育における支援単位は一定の児童数ごとに区分して運営するクラスのようなものでありますが、通常の放課後利用時におきましては、児童数の推移や利用状況の変動等を総合的に勘案しますと、現時点で直ちにクラスを増やす状況にはないものと認識しております。長期休暇期間中につきましては利用ニーズの増加が見込まれることから、今後は受入体制の充実などの様々な課題について、子ども・子育て支援会議において、学童保育のニーズや地域における子供の居場所づくりの状況について御意見を賜りながら検討を進めていくこととしております。

以上でございます。

１　番　北　　村　　ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、１点目の現在検討されている幼稚園のこども園化について、目的、今後のスケジュール、幼児教育機関としての質の担保についてですが、今現在ですね、こども園化を検討されているというのは松田幼稚園だけという理

解でよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

教　育　課　長　　現在検討しているのは松田幼稚園のみでございます。

１　番　北　　村　　承知いたしました。松田幼稚園のみですね。

答弁の中ではですね、７月に関係者への説明を予定しているとのことでしたが、認定こども園化に向けたその後のスケジュールについて伺います。実際に保護者がこども園化する新たなサービスを利用できるようになるのはいつ頃を想定しているのでしょうか、また、開園までの工事などの工程表について、現時点での見通しをよろしくお願いいたします。

教　育　課　長　　現時点において類型の検討段階でございます。サービスの利用開始日時ということでございますが、まず来年の４月１日を目標として各方面と調整をしているところでございます。

また、工程との御質問でございますが、現在、答弁にもございました検討中ということでございますが、その内容としては、県への調整であったり国への申請、また、ハード面では必要な施設の整備に関する詳細な確認、またソフト面では、実際、認定こども園化した場合にはカリキュラムというものが大きく変わってくるのかなと思いますので、それに見合った形での雇用をどういうふうにするかなどを同時進行で進めていくというような見通しでおります。

１　番　北　　村　　来年４月１日というと、もう10か月切っている段階だと思います。それで、同時並行的にいろんなことを詰めていかなきゃいけないよという考え方は理解はするところではございますけれども、ただ、４月１日に合わせて作業を進めていくとすると、やっぱり条件の中でこれはここまでだよというものがあらかじめあると思いますし、そういう仕切りが結構大事になってスムーズな事業体制の構築になると思うんですけど、それについて、ここだけは譲れないとかこういったところというようなところはございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

教　育　課　長　　まず、やはり認定を受けるわけですから、県への申請、また、あの施設は昨年度、一昨年度ですか、国の補助金を活用して大規模改修をしているところでもございます。そういったものもございますので、そこの補助金の学校施設環

境改善交付金というものをいただいて幼稚園の大規模改修をしていると、それを認定こども園化するに当たってはやはり国への許可というか報告、または承認が必要になります。そういったものも実証していく必要がございますので承認には４か月ぐらいの期日がかかるというようなことも聞いておりますので、それを逆に前倒ししていくと、９月とかそこら辺の期日までにはおおむね県への申請とか国への承認の申請等はしていかなければいけないかなというところでございます。

そのほかに、施設改修も、大きいものは終わってはおりますが、やはり実際に開園するとなると細かいニーズとかも出てくると思いますので、そういったものに対応するには半年ぐらいの猶予が必要でございますので、考えると９月議会のときに何かしらの御提案というものはしていく必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

１　番　北　　村　　承知いたしました。

７月に関係者への説明を予定しているということで、あらかた具体性が出てこないと説明会にもならないなというようなところと、９月に国の申請というところで９月からもう半年超ぐらいで、工事とかをするのであるならばもうそこでぎりぎりのラインだと思いますのでその前までにしっかり組み立てていかないといけませんし、やはり最終的に時間がなくて一番困るのって利用者だと思うんですよね。もっとこうしてほしかったのにという話が反映できなくて、最終的には時間がないのでこれでお願いしますというわけにはいかない問題だと思いますので、そういったところをしっかり詰めて進めていただければと思います。

ちょっと別の点ですけども、答弁書の中でですね、幼稚園教育のよさを維持しながら保育者ニーズに柔軟に対応する、こちらも記載されておりましたけれども、現在検討されているこども園化によってですね、保護者や子供にとって具体的にどのようなサービスが想定されているのでしょうか。例えばですね、預かり時間の延長だったりとか長期休業中の受入れなり、低年齢児保育だった

り一時預かりが考えられますけれども、現時点で想定している内容を伺います。よろしくお願いいたします。

教　育　課　長　　認定こども園化に移行するためにはどうしたらいいかというところをまだ検討中でございますので、具体的にどの部分をどのぐらい拡張するというような話は、それも検討中でございます。ただし、認定こども園化となれば、やはり保育園で言う、いわゆる２号認定のお子様を受け入れることになりますので保育時間が長くなる、また長期休業中、夏休みとかですね、そういったところの受入れというものが拡充されるのかなというふうに考えております。

１　番　北　　村　　ありがとうございます。

幼稚園をこども園化するというのは、具体的に多分課題があるから、その解決のためにこども園に移行するというのが基本的な考え方だと思います。

それではですね、報告書の中にもありますけれども、解決すべき課題についてですね、町がこども園化で解決しなければならない一番大きな、一番というのはあれですけど、大きなところはどういうことでしょうか。例えばですよ、０歳から２歳までの受入れが足りないとか、３歳から５歳までの保育の受入れが足りないとか、そういったところの具体的にここだけはどうにかしなきゃいけないというようなポイントがございますでしょうか。よろしくお願いいたします。

教　育　課　長　　子ども・子育て支援事業計画の中にも、時系列で見ますとやはり保護者の就労状況というのが確実に変わってきていると、それはもう数字で割合も大分増加していますし、実際にその報告書の中でも検討させていただきましたが、保育園と幼稚園の預かっている人数がやはり直近で逆転しているというような事実もございます。そこら辺、働きながら子供を預けられる環境をどういうふうに町のほうで実現していったらいいのかというのが今回その報告書の中でもうたわれている課題というふうに認識しております。

ただ、また一方でそういった配慮をしながらどういうふうにですね、答弁にもございましたが、幼稚園教育として目指すべき三つの基礎、いわゆる「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力などの基礎」「学びに向かう力、

人間性」などというのをどういうふうに達成していったらいいのか、それでそれに伴いまして小学校にどういうふうに接続していったらいいのかと、そういったものを両立させていくということが課題であるというふうに我々は考えております。

１　番　北　　村　　ありがとうございます。

回答としては理解はするんですけど、多分、説明会でそのテンションでお話をしてしまうと「で、何が変わるの」というのが絶対返ってくると思うので、そういった話は前提としてこういうサービスになりますという具体性のあるお話をしないと、やっぱり保護者の方は「で、何なの」と多分あたふたしてしまう、なってしまうと思いますので、それも含めて説明会のときには、あらかたこういうところを受け入れるんですよ、こういったところができんですよ、できるというか検討しているという形になるのかもしれないですけれども、コアの部分として御説明できるようにしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

答弁の中で、共働き世帯の増加や長時間保育ニーズの高まりについても触れられました。一方でですね、保護者によって求められるサービスは様々なんですよね。現在の利用者や今後利用が見込まれる保護者が何を求めているのかを町としてどのように把握されているのか、また、今後、説明会を行うんですけれども、保護者アンケートや意見聴取というのはその後に行うような御予定はございますでしょうか。

教　育　課　長　　保護者ニーズの把握につきましては、この子ども・子育て支援事業計画を策定した際にアンケートをしております。我々としては、現在、認定こども園化のタイミングでのアンケートというのは特に予定はしていないんですけれども、説明会などを行ったときには当然保護者のほうから要望とかそういったものがあると思います。それについては、できるもの、できないものがあるとは思うんですけれども、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

教　　育　　長　　今、北村議員のほうから、保護者が何を求めているのかとかの質問があった

かなというふうに思うんですね。保護者のニーズはどんなものがあるのか、町としてどんなふうに把握しているのかと、その辺の今御質問かなというふうに私は思ったんですけども。保護者のニーズというそのニーズという言葉をですね、例えば願いとか希望とか、あるいは望んでいることとか必要としていることとかというふうに書き直した場合に、私が思う保護者の究極的なニーズ、保護者が望んでいる最大の願いとは何だろうなと思ったときに、町立幼稚園にお子さんを入園させて、卒園するときに自分のお子さんを見たときに、成長したなとか立派になったなというふうに親御さんが実感すること、それが最大のニーズじゃないかなというふうに私は考えています。

幼稚園は小学校と違いまして、小学校は教科に分かれておりますけれども幼稚園は５領域です。健康、人間関係、環境、言葉、表現という５領域で指導をやっていきます。そして、最終的にですね、国が言っているのは10の力、幼児期を終えるまでに育ててほしい10の姿というのがあります。その姿をイメージしながら幼稚園では教育をしています。その10の姿の中には、例えば道徳心であったりとか共同性とかですね、幾つか、自立心とか、そんなようなことが盛り込まれております。

それで、要するに自分のお子さんを見たときに、友達に助けてもらったらありがとうと言えたとかですね、あるいは友達と一緒にいろんな道具を使ってみんなで考えて、自分で考えて遊べるようになったと、そういう姿を親御さんが実感すること、それが保護者が一番幼稚園に求めているニーズだというふうに私は考えています。

先日ですね、全国町村教育長会というのがございました。その中である大学の教授がこういう御講演をされました。小学校になるとですね、例えば図工の時間に、はさみを配りますよ、皆さん取りにきてくださいといってはさみを配る、紙を取りにきてくださいといって紙を取りにいく、それは違いますよねと言われました。でも、松田町立幼稚園はどうやってやっているかといいますと環境設定をしています。その環境設定をして、子供たちが自由に遊ぶものをそこに取りにいきます。それで、自分たちで考えて何の遊びをしようかなという

ことを自分で考えて遊んでいます。そういう教育を松田町立幼稚園ではやっています。その教育に対して幼稚園の先生方は誇りと自信を持って取り組んでおります。

先ほど来出ております認定こども園化したときの環境的なニーズ、それについても併せてやっていかなくちゃいけないというふうに思っていますけども、最大のニーズというのはやっぱり自分の子供の成長の姿が見られること、その10の姿を育ててほしいという思いが親御さんの一番望んでいることだというふうに私は考えておりますので、今後もその松田町立幼稚園の教育方針につきましては継承していきながら、より一層、町民から選んでいただけるような、そんな幼稚園に進化させていきたいなというふうに思っています。

１　番　北　　村　　力強いお言葉、ありがとうございます。もうそのとおりだと思います。やっぱり子供の成長というのを感じ取りたい、それが最大のニーズということは賛同させていただきます。そういう幼稚園に預けたいからこそ環境ニーズも充足させてくださいねというところでございますので、こっちを取るからこっちとかという話ではなくて、預けやすい、そういったところも保護者が利用しやすいようなところもあって両輪だと思いますので、よろしくお願いいたします。

またですね、松田町には民間の私立の保育園もございます。町立施設がこども園化することで民間保育園との役割分担も重要になるかなと考えますけれども、そういったところでどのように整理されているのか、また既存の民間事業者との調整や意見交換は行われているのか、お伺いいたします。

子育て健康課長　　保育担当の子育て健康課のほうでお答えさせていただきます。

本町の保育につきましては、これまで私立の保育園でありますさくら保育園、公設民営でございますなのはな保育所１施設において、本町の保育ニーズに応じたサービス提供を担っていただいております。本町の子育て支援に保育の部分で大きく御尽力いただいております。その上で、町立施設がこども園化することで、幼稚園教育のよさを持続発展させながら多様化する子育て支援機能の充実に加え、医療的ケア児など配慮を要する児童への対応や地域全体としての育成環境を支える拠点としての機能といたしまして公立施設として役割を

踏まえているものと考えます。

また、既存の民間事業所との調整につきましては、現在ではこども園化に伴います具体的な運営内容等もまだ確定してございませんので詳細な調整に至っておりませんが、今後、町の方向性が整理されました段階で、民間保育所とも情報共有には努めてまいりたいと思います。

以上です。

１　番　北　　村　　こども園と保育園を選べるというのは、それはそれで松田町の強みだと思うんですよね。これから調整だよというようなお話をいただいたんですけれども、スケジュール感としていつ頃までに調整される御予定ですか。よろしくお願いいたします。

子育て健康課長　　先ほど教育課長のほうからも答弁がございましたとおり、今後、認定こども園化に向けたスケジュールを来年４月開園を一つ目安としてございますので、今後、県への相談を経て、６月を目途に県のほうには類型の整理をして報告してまいります。その段階で町内の保育事業所のほうにはあらかたの情報提供を開始させていただきたいと思います。

また、先ほど教育課長が答弁しましたが、補足といたしましては、７月には県のほうに事前相談という形であらかたの町の方向性のほうを示した上で、実際の図面ですとか運営内容についての報告を行う予定でございます。また、申請書類の提出につきましても、９月以降、県のほうには正式に提出予定を想定してございますので、順次、民間の保育所のほうには情報提供に努めてまいりたいと思います。

以上です。

１　番　北　　村　　ありがとうございます。

７月に関係者への説明会というようなところと、民間の保育園との調整といったところをどの段取りでやるのかというのはちょっとあるなとは思いますけれども、７月の説明会のときにはあらかた、本当のあらかたですけど、ある程度は説明しなきゃいけないと思うんですよね。その後、民間の保育園というのを先にするかというのはお任せさせていただきますけれども、両方あるのが松

田町の力だと思いますので、スムーズにいくように御調整のほどよろしくお願いいたします。

続きましてですね、幼稚園教育の質を維持しながら保育機能を拡充するためには、特に人員面ですよね、確保がかなり大事になるなと思っているんですけど、ちょっと手前の問題としてですね、現在、松田幼稚園の支援員についてちょっと足りなかったというようなお話も今年度初めにはあったと思うんですよ。今年度予算で２名から９名体制まで対応できるように予算措置がされたと認識しているんですけれども、現在の支援員の確保状況はどうなっているのでしょうか。またですね、その状況を踏まえて、こども園化に伴って必要となるような保育教諭や支援員の確保についてどのような見通しをお持ちですか。よろしくお願いいたします。

教　育　課　長　　現在の幼稚園における支援員は、個別支援が必要と思われるお子さんのために、また、主に昼間の支援員を増やすことで予算計上をお認めいただいたところでもございます。現在６名ほどの登録をいただいておりまして、常時３名から４名で、昼間、正規の教員のほかに支援員を配置させていただいております。また、降園後の預かり保育につきましても、やはり常時２名から３名の方でローテーションで回しているというような状況でございます。

以上でございます。

すみません。申し訳ありません。二つ目の確保に向けてということで、やはり保育時間の延長に伴っての人の手配というのがどうしても必要になってくると思います。これも同時並行で進めていかなければいけないというふうには考えております。感触といたしましては、他町の認定こども園の状況などを見ましても、やはり数十名規模で支援員というか、ローテーションのために登録していただく人が必要になっているというような情報もございますので、そこら辺も募集をかけながら探していく予定でございます。

１　番　北　　村　　ということは、支援員については充足しているという考え方でよろしいですか。

教　育　課　長　　現在のところは。

1　番　北　　村　　分かりました。

人員確保はやっぱりこれからすごく大変になるんですよね。民間企業だともう広告を出します。有料広告。町がその予算を取っていないと有料広告ってなかなか出せない部分ではあると思うんですけど、人を確保して何ぼという意見じゃないですけどね、残された方でやるのは限界があるところも含めるので、そういったところも検討の上で御検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

財政面ですね、子育て支援は未来への投資で必要な支出であると考えますけれども、一方でですね、持続可能な制度とするためには財政面の検討も欠かせないかと思います。現時点で、施設整備費、人件費、運営費を含めて、こども園化によってどの程度の財政負担増加を見込んでいるでしょうか。また、国補助金の活用見込みについても併せて御回答いただきますよう、お願いいたします。

教　育　課　長　　財政需要の件での御質問にお答えいたします。

認定こども園化をした場合にはやはり開園時間が大幅に増えますので、そこに対応するためには先ほど申しました人の確保が必要になってくると思います。ですので、そこの人件費の部分の増というのは想定しております。現在、まだ受入人数ですとか従事者数を具体的に想定してはおりませんが、早急にその財政の部分の検討も必要でございますので、従事者数ですとか受入人数を決定した上で、どのぐらい増えるのかというのは具体的にシミュレーションしていくようなことを考えております。ただ、幼稚園と認定こども園の違いというのは交付税のほうにも影響してくるかなというところで、当然、基準財政需要額ベースではございますが、認定こども園のほうが交付税の基準財政需要額は増になるというふうな話というのは確認してございます。

以上です。

1　番　北　　村　　何人受け入れるか、どうやって受け入れるかによって人員の額が決まってというところだとは思うんですね。何人受け入れるかというようなところというのは今までのシミュレーションの数字があるんで、時間がたてば正確に出るよ

うなものでもないと思いますので、あらかたもうここでも決定できるような話なのかなというようなところは数字を見れば想定できるのかなとは思いますので、早急に御決定いただいて、それに伴った類型、人員確保、予算というような流れになると思いますので、お忙しいと思うんですけれども、何とぞひとつよろしくお願いいたします。

それでは、２点目の学童保育について、御利用希望者増加に伴い待機児童が生じているとの声もあり、現状認識と今後の対応策について質問をさせていただきます。

さてですね、現在、登録児童数が定員160名を超え、待機児童が７名生じているとの答弁をいただきました。この７名についてなんですけれども、町としては今年度特有のもので一時的な待機と捉えているのか、それとも今後も継続的に発生し得る構造的な課題と捉えているのか、まず現状認識をよろしくお願いします。

子育て健康課長　お答えいたします。

現在生じております待機児童７名につきましては、今年度当初の申込状況や受入体制を踏まえた結果として生じているものでございます。一方で、今後の児童数につきまして出生数等を基にした推計からは、児童数につきましては減少傾向が見込まれるものの、共働き世帯の増加や放課後の居場所ニーズの高まりはございます。また、利用料無償化の影響等もあり、学童保育の利用ニーズは高い状況が続いております。また、これまでの利用状況の推移を見ましても、特に長期休暇期間中は利用ニーズが集中する傾向にありますことから、当面は現在のような状況が続く可能性があるものと担当課では認識しております。

以上です。

１　番　北　　村　承知しました。

当面はこの状況が続くと、非常にまずいと思うんですよね。というのは、具体的に言うと毎年４月・５月は学童保育の待機児童が生じるという問題が今後も起こるというような認識ですか。

子育て健康課長　近年の利用状況を見ますと、特に年度当初と長期休暇期間中においては受入必要な状況は一定程度は続くものと認識してございます。ただ、町といたしましては、できる限り待機児童を生じさせないよう、学童の申込期限の周知を行うとか、保護者の就労状況や家庭状況を踏まえ、支援の必要性の高い低学年児童が利用しやすい環境づくりに努めていく必要はあるかと思います。また、利用状況の変化も見ながら必要な方ができる限り利用できるように対応するとともに、特にニーズが集中いたします長期休暇中の受入体制については喫緊の課題として検討していく必要があると考えてございます。

以上です。

１　番　北　　村　長期的な話は十分分かるんですけれども、近々でやっぱり困っている方がいらっしゃいますし、どうにかしてあげたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

答弁ではですね、通常の放課後利用時については現時点で直ちにクラスを増やす状況にはないとのことでしたが、町としてクラス、つまり支援単位ですね、を増やす判断基準はどちらに置いているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

子育て健康課長　クラス、いわゆる支援単位の増設につきましては、登録児童数だけで判断するものではなく、実際の利用状況や待機児童の状況、特に低学年児童の利用状況に加えまして、長期休暇期間中の利用ニーズ、施設面や安全面、支援員等の配置状況などを踏まえ総合的に判断していく必要があると考えております。学童保育は児童が放課後や長期休暇中を過ごす生活の場であることから、受入人数だけでなく受入れや支援が適正に行える環境を確保することも併せて重要であると認識してございます。このため、一定の人数のみをもって機械的に判断するものではなく、毎年度の申込状況や実際の利用状況を見ながら必要に応じて体制のほうを検討してまいりたいと思います。

以上です。

１　番　北　　村　学童保育の待機児童については、やっぱり町としても結構大きな課題としても受け止める必要があるのではないかと考えます。特にですね、保護者の方

は、お子さんが小学校に入学すると保育園時代に比べて預け先の確保ってすごく難しくなるんですよね。一方で、職場、勤められているところでは時短勤務などの配慮がやっぱり少なくなってくる、これがもう社会状況です。その結果、学童保育を利用できないことで保護者が働き方を変えざるを得なかったり、場合によっては仕事の継続そのものに影響が出る可能性があります。いわゆる「小１の壁」と言われる問題ですが、これは子育て世代にとってですね非常に切実な問題であって、町としてもやっぱり働ける方に働いてもらえないというのはかなり看過できない課題だと思います。まずですね、学童保育については方向性として学童保育の待機児童は出さないということを念頭にどう体制をつくるのかというような検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

子育て健康課長　お答えいたします。

先ほど町長答弁にもございましたとおり、学童保育の待機児童の解消は、保護者が安心して働き続けられる環境整備の観点から重要な課題であると認識しております。また、議員御指摘のいわゆる「小１の壁」につきましても、おっしゃるとおり、保護者の働き方や仕事の継続にも関わる課題であります。担当課といたしましても、そのことにつきましては重く受け止めております。特に低学年児童につきましては放課後における見守りの必要性も高いことから、支援の必要性が高い児童が利用しやすい環境づくりは重要であると認識しております。

現在、通常の放課後利用と長期休暇期間中とでは利用状況に差がありますことから、それぞれの実態に応じた対応を検討していく必要があると考えております。放課後利用につきましては、現在、定員内で学童保育の運用ができておりますので、特に長期休暇期間中につきまして利用ニーズが集中する傾向にありますことから、今後、子ども・子育て支援会議等で委員の皆様から意見をいただきながら必要な支援員を確保するとともに、長期休暇中の一時的な受皿の確保ですとか地域資源の活用も含めまして、待機児童をできるだけ生じさせないよう受入体制について検討してまいりたいと思います。

以上です。

１　番　北　　村　　よろしくお願いします。

今も御答弁をいただきましたけれども、通常の放課後利用時と長期休暇期間中との利用状況に差があって、特に夏休み期間への対応が課題であると答弁の中でもいただきました。

町としてなんですけど、多分、長期休暇期間が大変なこと、もっと大変なことになっているという話だと思うんですけど、例えばなんですけど、一時的な受皿としてクラブハウスまつだとか民間のところを活用したりとかいうところ、夏休み限定の居場所事業を実施するようなことも検討の一つに含めての検討ということでよろしいでしょうか。

子育て健康課長　　長期休暇期間中につきましては、利用時間が長時間になることですとか、利用児童数の増加に伴う見守り体制の確保、また安全面の配慮など、通常の放課後とは異なる対応が必要であると認識しております。

議員がおっしゃるように、一時的な受皿の確保という点につきましては、今後、民間活力の活用につきましても、まずは児童の安全の確保を第一といたしまして、加えまして支援員の体制などの課題につきましても整理した上で、学校施設の活用ですとか地域の居場所づくりの活用、またクラブハウスまつだ等も含めた民間事業所の活用等につきまして、そういった可能性につきまして検討してまいりたいと思います。

以上です。

１　番　北　　村　　保護者の就労状況ばかり言うと申し訳ないんですけれども、やっぱり一度辞めちゃうとまた再就職ってなかなかハードルが高い現状があるなと思っていまして、そういったところでそういった形じゃなくて待機児童になっただけでも、子供が第一ですからね、やっぱり、辞めざるを得ない、仕事を変えざるを得ないと思うんですよね。そういったところをやっぱりフォローしてあげなきゃいけないですし、松田町が子育て世帯に選ばれるためには、おじいちゃん、おばあちゃんがいなくても移ってくれる、移っても安心できるねという町にやっぱりしていかなきゃいけないと思うんですよね。そういったところでは近々

の課題でありありますので、何とぞひとつよろしくお願いいたします。

待機児童の解消やですね長期休暇中の受皿確保については、検討だけでなくて保護者が予定を立てられる時期までに方向性を示すことが重要だと思います。今後、子ども・子育て支援会議で意見を伺うとのことですが、いつまでに課題整理を行って、いつまでに具体的な対応方針を示す予定なのか。特に夏休み期間については、保護者が勤務調整や祖父母への依頼等々も含め、民間サービスの利用も含めて検討する必要があると思います。そのため、少なくても今月中に一定の可能性、一定の方向性を示す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

子育て健康課長　議員おっしゃるとおり、仕事をされている保護者にとって、長期休暇期間中の受入体制の確保につきましては保護者の就労環境にも関わる重要な課題であると認識しております。

現在、本年度４月・５月、待機児童が出てございますが、既に利用されている４月・５月の児童の利用状況を確認する中では、登録されているものの利用実績が少ないケースも見受けられます。現在、利用条件に該当しているかの確認を行いまして、早急に利用状況の見直しについて個別に今お願いをしている最中でございます。本日時点で数名の方が退室ということの御意向も確認できてございますので、そのほか夏休み前までに一定数の退室や利用の見直しが生じる可能性もありますことから、空き状況を見ながら、待機されている児童につきましては優先順位に基づきまして、順次、受入れについて手続を行ってまいりたいと考えております。

また、おっしゃるとおり、夏休み期間中の対応につきまして、お仕事の調整、受入れが難しい場合も含め保護者が勤務調整や代替手段の検討が行えるように、夏休み前まで、今月末を一つの目安といたしまして、受け入れられるのか、難しいのかというようなところも含めまして必要な情報提供に努めてまいりたいと思います。

また、中長期的な対応につきましては、今後の利用状況、長期休暇期間中の実施状況を整理いたしまして、子ども・子育て支援会議は秋に開催予定でござ

いますので、そこまでには課題の整理を行いまして、改めて委員の皆様から御意見をいただきながら検討のほうを進めてまいりたいと思います。

以上です。

1　番　北　　村　　ありがとうございます。

多分なんですけど、登録料無償になって、じゃあ辞める理由がないと言っちゃあれなんですけど、どうせだったら残しておこうよという方って結構いらっしゃると思うんですよ。でも、それで多分、待機が出ていると御存じない方もすごくいらっしゃって、同じ町の中なんで、今こういう状況で困っている方がいらっしゃいますといったら、多分それはそれで「じゃあ、うちの子は」と言ってくる保護者の方もいらっしゃるんじゃないかなと思っていて、それを条件でというのはすごくきれいな話だとは思うんですけど、困っているママさんがいるんだったらうちのほうはというようなところも理解いただくと思うんで、同じ町の中なんでそういったところも含めてお声がけいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

私はですね、この問題は単に幼稚園や学童保育の問題だけではないと考えております。松田町がこれから子育て世帯にどのような未来を約束できるのか、そこが問われている問題だと思います。少子化だからサービスを縮小するとか、子供が減るから今ある仕組みを小さくするとか、一見合理的に見えるかもしれませんが逆なんじゃないかなとやっぱり思います。子供が少なくなる時代だからこそ一人一人の子供を大切にして、保護者が安心して働いて、安心して暮らせる環境を整える。そして松田町で子育てをしたいと思っていただける町にしていく、それがこれからの松田町に必要な姿勢ではないでしょうか。こども園化については、保護者にとって何が便利になり、子供にとって何が豊かになるのか、学童保育についても待機児童が出ていることを町に対するニーズの現れとして受け止めて柔軟な受皿づくりを進めていただきたいと思います。

そして、松田町にはやっぱり都市部にはない強みがありますよ。東京などからですね、移住してきた方からやっぱり聞くんです。松田町の子供たちは目が輝いていると聞くことがあります。ずっと松田町に住んできた私は目からうろ

こだったんですよね。なぜなら、松田町は都市部に比べて教育環境が遅れているのではないかと、選択肢が少ないのではないかと不安になることのほうが多かったからです。でも、やっぱり外で生まれ育った方、特に都会で生まれ育った方から見るとですね、松田町には山があって川があって自然があって、地域の大人たちが接してくれます。この環境を生かして子供たちが体を動かし、考え、挑戦し、地域の中で育っていく、それこそが松田町ならではの教育の力であって、都市部から選ばれるための松田町の勝ち筋ではないかと考えます。

子育て支援は子育て世代だけの政策ではないことはずっと言ってまいりました。子供が増えれば地域に活気が生まれ、学校が残り、地域活動が続きます。将来的には高齢者福祉を支える力にもつながります。これこそが私の考えるチルドレンファーストで、これを推進してまいりました。松田町の未来のためにこの道を選び、進んでいます。その第一歩目はですね、やはり子育て支援です。つまり、子育て支援はただ単に課題解決ではなくて、松田町の未来を支える投資だと考えます。子育て環境で選ばれる町へ、子供たちの目が輝く町へ、そして全ての世代が希望を持って暮らせる町へ、その未来に向けて町として一歩踏み込んだ対応をぜひ一緒に進めていきたいと考えています。

最後に、町長、これまでの議論を踏まえてですね、松田町の子育て支援、そして町の未来について御所見がありましたらお伺いいたします。

町　　長　北村議員がおっしゃるとおりです。もうその旨を町民の方々に理解してもらう努力をしっかりとやらないと、我々の世代にはなかなかお金が回ってこないとか、そんなことを言う方々もいらっしゃいますし、というのはその意見も当然よく分かるんです。なぜかというと、松田町には予算の枠というのは必ず毎年毎年あるわけなので、その予算をいかに振り分けるかといったものが、必ず毎年毎年、頭が痛いところになります。

例えば分かるように説明すると、部屋が今４部屋、これも小学校を造るときにどうしようかといろいろ悩んだ結果、その当時のことから考えると、４部屋を学童で新築で建てるということも相当多分ほかの町からするとそんなに造ってどうすんのよと言われるようなこともありつつ、ただ、先のニーズを考えた

ときにはこうなるんじゃないかなと。今現在、御存じのように各学年２クラスずつなんですよね。ということとかを考えると、本当はそうならないように71人ずつ、一つの学級で、そうすると３クラスになるんで、それを目指すために三六18プラス四つということで、ふだんじゃ考えられないようなことをやっているところでもあります。やっぱり昔で言うと子供が100人友達がいればなんていう話もあったように、そのような時代とはちょっと違いますけども、ただ、それに近づく努力をしていきたい。そのためには可能な限り大人が努力するしかないし、それなりに理解するしかないので、限られた予算の中でやっている上で、四つしか部屋がないんだったら、先ほど北村議員が言われたように、いかに理解してくれる方々と一緒になって、じゃあ私はいいよと、だからこの人を優先してくれという、お互いさまのこの支え合う感覚がないとなかなかそれが、やっぱり私の子が先、我が、もう競争したような形になってくる部分では松田の本当にいいところが生かされないのかなというようなのはお聞きして本当に理解をしたところでございますので、それぞれに各職員が責任を持ってやっているところで言うと、期限意識をさらにもうちょっと持ちながら町民の方々に説明しつつ、御理解をいただきながら、こういった報告書をもらっている以上は、その報告書を作ったのはただじゃないですし時間もあるわけだから、この方向に向かって御理解いただけるように議論をさせてもらいながら、予算取りのときはぜひ御協力のほどをよろしくお願い申し上げて、私は以上とさせていただきます。

１　番　北　　村　　ありがとうございます。私も子供たちの未来のための取組が松田町の未来につながると信じ、一緒に汗をかいて取り組んでまいります。

以上で私の一般質問を終わります。

議　　長　　以上で、受付番号第４号、北村和士君の一般質問を終わります。

受付番号第５号、吉田功君の一般質問を許します。登壇願います。

３　番　吉　　田　　議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。受付番号第５号、質問議員、第３番吉田功。

質問、松田町の地域公共交通について。

要旨、2023年10月から実証実験を行ってきたＡＩオンデマンド交通については、2026年３月31日をもって実証運行を終了いたしました。そこで、次のことについてお伺いいたします。

（１）この実証実験の主体は松田町であったのか、松田町地域公共交通会議であったのか、足柄広域新モビリティサービス推進協議会であったのか、一般社団法人足柄オンデマンドであったのかについてお伺いしたいと思います。

２点目、どのような経過で一般社団法人足柄オンデマンドに委託されることになったのかについてお伺いいたします。

３点目、一般社団法人足柄オンデマンドの運行委託業者への未払いを把握した時期とその対応及び町民へのパスポートの払戻しができなかったことについての対応について、御回答のほどよろしくお願いいたします。

町　　長　それでは、吉田議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、一つ目の御質問にお答えいたします。

本事業について申し上げますと、当町における持続可能な地域公共交通の在り方を検証するため、現在、吉田議員も地域の代表として参画されています法定協議会である松田町地域公共交通会議及びその専門部会である足柄広域新モビリティサービス推進協議会において議論された後、策定された足柄広域新モビリティサービスの事業計画（素案）に基づき実施することとなったものと理解しております。本事業の業務を委託した主体、いわゆる事業の発注者は松田町となります。実務として、オンデマンドバスの実証運行及び日々の事業管理の主体、いわゆる事業の受注者については、地域の公共交通事業者等が参画して設立された一般社団法人足柄オンデマンドでございます。

なお、これまで申し上げましたとおり、町は事業の発注者であり、同法人は事業の受注者でありますので、当然、人的にも金銭的にも完全に独立した別組織であり、町は本事業について契約に基づく内容について指導・監督はいたしますが、法人内部の事業経営について意見を言う立場ではなく、かつ、経営を担保する関係でもございません。あくまでも正式な契約に基づく発注者と受注者の関係であることを御承知おきください。

次に、二つ目の質問にお答えいたします。

本事業の開始に先立ち、令和３年度に松田町地域公共交通会議の専門部会として設置された足柄広域新モビリティサービス推進協議会にてニーズ調査の結果などを踏まえた議論が重ねられ策定されました足柄広域新モビリティサービス事業計画（素案）において、地域住民や公共交通事業者等から構成される自主運営組織により事業を進めていくという基本方針が位置づけられました。続いて、令和４年度には、地域公共交通会議において地域公共交通計画の策定に向けた議論を進める中で、本地域における公共交通機関の位置づけと役割に関して議論が行われ、地域内のゾーン交通として、既存の公共交通サービスが行き届かない時間帯や地域における移動手段の確保、利便性の向上を図るため、既存路線バス網を補完する公共交通サービスとしてＡＩオンデマンド交通の実証運行を行うことが承認されました。

また、公共交通会議において、本事業の推進に向けて地域住民や交通事業者等を主体とした運営組織を設立し、実証運行の総合的な管理・運営についてその組織に委託する実施体制も併せて承認され、令和５年４月に一般社団法人足柄オンデマンドが設立されました。この一般社団法人の設立を受け、翌５月に地域公共交通会議から一任を受けた会長より、町に対して同法人の事業の委託先として推薦がなされたため同法人に対して町が本事業を委託することとし、法人がＡＩオンデマンド交通の実証運行運営主体となって本事業を行っていただくことになったことがこれまでの経緯となります。

次に、３点目の御質問にお答えいたします。

まず、事業の収支状況に対する認識につきましては、足柄オンデマンドバスからの定期的な報告により利用実績が当初の想定を下回っていたことに対し、事業の持続可能性の観点から注視しておりました。一方、運営主体である同法人からは、本事業の契約前に提示いただいております事業収支計画には運賃以外の広告収入や協賛金等の確保及び利用促進策により収支を改善していくと示されておりましたが、結果として収支計画に示されている事業者による収入面での経営改善の努力が見られませんでした。そのため、町が支援可能なことと

して広報紙やホームページ等を通じた周知活動を展開するなど、利用促進に向けた支援を継続してきたことは御存じのとおりでございます。

さて、交通事業者の支払いへの把握、時期につきましてお答えいたします。

町と同法人の会計執行は法的に独立して行われているため、町が日常的な資金繰りの詳細を把握する立場ではないので、再委託先である交通事業者への支払いに支障が生じている事実を把握したのは令和６年11月頃、非公式の場にて話を伺ったということを町職員から報告をいただきました。この事態を受け、契約に基づく事業の継続が危惧されたため、町から経営主体である同法人に対し、速やかに内部協議を尽くし、未払い金の支払いについて懸念の解消を行うよう促しました。

最後に、利用者への払戻しに係る対応についてお答えいたします。

利用者の皆様が購入されたパスポート等の払戻しについては、責任を負う同法人の判断において対応が進められており、町には同法人により希望される全ての利用者への払戻手続が令和８年４月末時点において完了したというふうな報告を受けているところでございます。

以上でございます。

３　番　吉　　田　　丁寧なお答え、ありがとうございます。

それでは、ちょっと詳細に再質問をさせていただきます。まず、足柄オンデマンドの設立ですけれども、これはどなたが設立を行ったのか、代表理事の方がまず人を集めてこの法人が設立していったのか、また誰かがほかの場面から委託してこの足柄オンデマンドが設立していっていたのか、その経過を教えてください。

政策推進課長　　お答えいたします。

先ほどもですね、町長の答弁にございましたとおり、本事業の運営組織としまして地域住民や交通事業者等から構成される自主運営組織により事業を進めていくという基本方針が位置づけられたのがですね、足柄広域新モビリティサービス推進協議会でした。

また、令和３年度にその中で策定されました足柄広域新モビリティサービス

事業計画（素案）でございます。その後、令和５年４月に一般社団法人足柄オンデマンドが設立されたわけでございますが、その際に、どのような動きの中で、どのような考え方を持って組織の設立に至ったのかにつきましては、足柄オンデマンド自身でなければお答えすることはできないものと承知しておるところでございます。

以上です。

３　番　吉　　田　　ありがとうございます。

そもそもこの法人というのが、多くの委託する事業所と違いまして、もともと私のほうでこの仕事をやらせてくださいというふうに申し出たというよりはそれぞれ町の協議会等でつくり上げていかれたような法人ではないかという印象があります。そこでですね、この構成の方々ですけれども、まず代表理事で大学の教授で土木工学を専門にやられて交通ネットワークの研究をされている方にここはお願いしたと。これはお願いした。この人が私がやりますと言ったのかというと、どちらかというとお願いされたんじゃないかと僕は把握しているんです。それと、松田町観光協会のほうから代表として参加したと、それから地域公共交通業者のほうの代表として公共交通事業者の代表の方が参加したと、それから松田町商工振興会の方から代表の方が参加したと、それから金融機関から代表の方が参加したと。そういうようなことで、よくある自ら進んでこの事業をやります、これで何とか収入を得ていきますというような性質のものではないように把握しているんですけれども、いかがでしょうか。

政策推進課長　　御質問にお答えいたします。

町としましてもですね、公共交通会議の中で事務局として入っているわけで、その中で御説明している範囲で承知していることとなります。誤った報告、御回答をさせていただくと誤解を招いてしまいますので、この辺については回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

３　番　吉　　田　　ありがとうございます。

その構成されている方のお一人にですね、松田町のまちづくりコーディネー

ターの方が入っておりまして、その方はこちらの一般社団法人足柄オンデマンドの常任理事を務めておられたと思いますけれども、この関係ですね、町のコーディネーターで常任理事を務めているというのはかなり町が関わっているというような印象、ここの経営・企画について関わっていくような印象があるんですけれども、この辺はどういう関係だったんでしょうか。

政策推進課長　お答えいたします。

コーディネーターの方、町のほうで委嘱している部分につきましては、町のほうでいろいろアイデア出しとかという部分で関わっていただいておりました。ただ、その部分でＡＯＤに関しましてはですね、御本人でないとちょっとお答えすることはできませんので、私のほうからは差し控えさせていただきます。

以上です。

３番吉田　ありがとうございます。そのコーディネーターの方が常任理事であったということは、これは確かだということで把握いたします。その中でどのような関わり方をしたかということについては、当然お答えする立場でないということも理解いたします。

このまちづくりコーディネーターの方なんですけれども、一般社団法人ＡＡ国際支援、これはＡＡと言われるんだと思うんですけど、ＡＡ国際支援協会に所属しているというような、これはまちづくりコーディネーターの名刺に書かれていること、町の名刺に書かれているところだったんですけれども、所属されていたんですが、そのＡＡ国際支援協会というのは東京都千代田区にございまして、株式会社計画環境建築内ということなんですね。この計画環境建築という会社は、代表取締役会長が新松田駅の周辺開発とか、御本人が言われているんですが、松田小学校の設計とか寄管理センターの設計とかに関わったという方が会長なんです。その方については足柄広域モビリティサービスのサービス推進会議の会長でもあられます。そういう意味では、かなり町に関わっている方がこの足柄オンデマンドについては運営をされていたという印象を持っているところです。こういうようなことから、松田町がかなりこの運営について関わっていたという印象を町の多くの方が持っているということについてはど

のように感じられますでしょうか。

政策推進課長　お答えいたします。

どういうふうに御回答していいのかがあれなんですけども、詳細部分のことについては今そういうことなんだなというふうにお聞きしておりました。また、分科会のほうはですね、広域モビリティサービス協議会のほうにつきましては我々のほうとしては幾つか接点のあった先生をですね、会長としてお願いしたというようなことになりますので、それ以上のことはちょっとお答えできません。

３番　吉　田　ありがとうございます。今お話しいただいた最後のところで、かなり松田町のことでいろいろと御助言をいただいている方々によってこれが運行されていたというようなことだったと把握しております。

ちょっとこの経営の内容ですけれども、１点、収支の点について、生涯学習センターに事務所を構えておられましたけれども、これは資料によれば年間92万4,000円、３年間で277万2,000円ということですが、この賃貸料はどのようになっているのか。それで、なおかつ、まだ会社の表札が貼ってあるんですけれども、現在この一般社団法人足柄オンデマンドはどのようになっているんでしょうか。

生涯学習推進課長　生涯学習センターの件ということで、生涯学習推進課のほうからお答えさせていただきます。

施設の使用料につきましては、使用していただいた期間について利用料全て徴収いたしております。また、あわせて電気料相当分についても納付をいただいているところでございます。

表札につきまして、今、実際貼ってあるところですが、両面テープで実は貼っておりまして、先方のほうでも剥がす努力というのをしまして、私どもも現状を把握しながら対応を考えてみたんですが、裏の壁紙にちょっと影響するような形でもあったので、今、状況を確認しながら対応を進めているところであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

３　番　吉　　田　　ありがとうございます。

足柄オンデマンド自体が今会社としてあるのかどうか、これについてはどのようになっているんでしょうか。

政策推進課長　　お答えいたします。

私が把握する限りですね、法人自体は存在しておりまして、ただ、場所については先ほどの場所からどこか別の場所に移転しているというふうに認識しております。

以上です。

３　番　吉　　田　　ありがとうございます。

この足柄オンデマンドの経営状態というのが最初の頃からかなり厳しい状態だということははっきりされているんですけれども、でも実際は具体的にどのような状態だったかというのはなかなか決算書というような形では現れてまいりませんでした。

令和７年度第１回松田町地域公共交通会議の議事録からは、これは2025年の６月19日に行われたものですけれども、この交通会議についての事務局は、先ほどもお話がありましたけれども、これは政策推進課が担当していると考えてよろしいでしょうか。

政策推進課長　　そのとおりでございます。

３　番　吉　　田　　ありがとうございます。

この議事録からですと、委員の質問にこういう質問があるんですが、収支等がつかめないが、これは６月の話ですね、つかめないが、どの資料を見ればよろしいのかというような質問がございました。これに対して事務局の回答として、昨年度の公共交通会議にて資料を出させていただいている、この昨年度の公共交通会議というのは３月の公共交通会議のことを指していると思うんですが、出させていると言われてるわけです、出されていると。出させていただいていると言われているんですが、過去の会議資料につきましては、掲載時期もあるがホームページで掲載しているというようなお答えになっております。つまり、今言われたように町の事務局としてこの収支は掲載しているということ

なんですね。その回答によれば、収支についてはその会議などでは収支見込書なるものは提出されているとは思いますけれども、この収支見込書によれば、支出というのは、運行委託料というのは支払われたと掲載されているわけです。支払われているという形で掲載されていると。町が事務局をしているもので、支払われていると掲載されているわけです。だから、見ている人は当然これは支払っているなと思って会議はずっと進んでまいりました。そういうような事実からするとこの資料を見た者は運行委託料が支払われていたと思うのではないかと思いますけれども、いかが判断できますでしょうか。

政策推進課長　お答えいたします。

委員がおっしゃっている資料がどのようなのかというのがちょっと明確ではないところが私としてはあるんですけども、恐らく公共交通会議の中でですね、お示しする事業報告につきましてはデマンドバス自体の事業の収支報告書となりますので、町から委託先のＡＯＤに対して委託料を支払っているというふうな認識の資料というふうに理解しております。ＡＯＤ側がどういうふうな形で収支の見込みを出しているかというような資料ではないものというふうに考えております。

以上です。

３番　吉田　ありがとうございます

その収支見込書についてはそれはそれで分かりますが、町としてはこのＡＯＤの決算、または決算書については把握していたんでしょうか。

政策推進課長　ただいまの御質問につきましては、別法人のことになりますので、町のほうで提出させるような義務というのはございません。

以上です。

３番　吉田　じゃあ、町のホームページとかそういうのは、正式な文書の中で、これは公共会議の議事録ですけれどもこのようなもので、今お話ししたように、実際、見込書だということだから分からないと聞かれたんですね、この委員は。実際に正式にどういうふうなものが出されているか、その会議の場で出されている委託されている業者の実際の決算というのはどうなのと聞かれたら、そこで答

えた事務局が、事務局がですよ、事務局がもう出されていますと答えたわけですね、事務局のほうで。事務局は、先ほどお話ししたように町職員ということになります。そういうことで、そこに出席の委員もこれは正しいものなんだということを把握したと思いますし、それが町のホームページにも載っているわけですから町民はこれのとおり進んでいると思っているわけですけれども、それが誤ったものであったということではちょっと問題があるのかな、この形はある意味粉飾決算と言われても仕方がないのかななんていうような感じはいたします。

町民としては多大な補助金が何に使われているのかというのを疑問に思っているわけですから、これについて町として十分な指導・監督がなされたとお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

政策推進課長　ただいまの件をお答えいたします。

町のほうとしましては、町とＡＯＤを結んでいる契約に関する事業報告につきましてはいただいております。以上の決算はいただいておるという回答になります。

以上です。

３　番　吉　　田　それでは、最後にパスポートの購入の件なんですけれども、お一人についてはパスポートを買ったものが返金されたというのは私も把握しているんですけれども、大体何人が買って何人が返されたというのが分かっておりませんでしたので、何か機会があったらお知らせいただけたらと思います。

時間が参りましたので、これをもちまして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議　　長　以上で、受付番号第５号、吉田功君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。15時15分から再開いたします。　（14時56分）

議　　長　休憩を解いて再開いたします。　（15時15分）

引き続き一般質問を行います。

受付番号第６号、平野由里子君の一般質問を許します。登壇願います。

７　番　平　　野　議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。受付

番号第６号、質問議員第７番平野由里子です。

件名、多様な学びを保障する制度について。

要旨、一人一人の特性や興味、生活環境に応じた学習方法が選べること、また、その教育環境を整備することの必要性が高まっております。そこで、次のことを質問いたします。

（１）不登校の児童・生徒の学びや育ちを支援するために、児童・生徒がフリースクール等を利用している場合、その世帯に対する支援制度のお考えは。

（２）夜間中学は様々な事情で義務教育を十分に受けられなかった人たちが学べる場所ですが、公立の夜間中学は県内では横浜、川崎、相模原にしかありません。その自治体の住民が対象ですが、協定によって広域的な受入れが可能となります。この協定を結ぶお考えは。

（３）スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、町内の小・中学校ではどのように活用されていますか。

以上、よろしくお願いします。

教　育　長　平野議員の御質問に順次お答えいたします。

一つ目の質問のフリースクール等を利用する場合の支援制度についてお答えいたします。

国は不登校について、心理的・身体的・社会的要因により年間30日以上欠席した状態と定義しております。近年、全国的にも不登校児童・生徒が増加傾向にあります。

神奈川県の小・中学校全体の不登校児童・生徒数は約２万4,000人で、出現率は3.9％となっております。この3.9％という出現率は、本町における不登校の児童・生徒の出現率とほぼ同様でございます。本町といたしましても、優先して取り組むべき大変重要な課題であると捉えております。

そのような現状の中で、松田町では不登校児童・生徒が通う教育支援センター、以前の適応指導教室です、（通称）ほほえみ教室というふうに言います、と中学校内では校内教育支援センター、（通称）コスモスルームを設置し、子供たちの居場所づくりに努めているところでございます。

議員御指摘のとおり、不登校児童・生徒の学びを支援するため、フリースクール等の民間施設も多様な学びの選択肢の一つであると認識しております。教育委員会として最も大切にしていることは、将来、子供たちが社会的に自立することであり、学校復帰というのはその一つの手段であるというふうに考えております。

現在、松田町ではフリースクール等に通っている児童・生徒はおりません。そして、教育支援センターの運営が機能していることから、教育支援センターを中心とした公的な支援体制を柱としながら、必要に応じて民間施設との連携の在り方についても柔軟に調査・研究していきたいと考えております。その際、対象者がいらっしゃる場合には、補助制度を設けている他自治体の仕組みも参考にしながら、町財政部局を含めた調整をしていきたいと考えております。

二つ目の質問である夜間中学校の御質問にお答えいたします。

夜間中学校とは、様々な理由により中学校で学ぶことができなかった人が今から学びたいと思ったときに夜間に学ぶことができる学校ですので、学び直しを必要とされる方々にとっては重要な役割を果たすものだと認識しております。令和８年４月時点において全国では62校が設置されており、神奈川県では横浜、川崎に続き、令和４年４月に相模原市に県内３校目の夜間中学校が開校しております。相模原市の夜間中学は県内他市町村と連携し、事前に協定を締結した市町村から広く生徒を受け入れることが可能となっている点が大きな特色で、現時点では17市町村が協定を締結していると伺っております。

さて、町においてその協定を結ぶお考えはとの御質問についてお答えいたします。現段階におきましては具体的な就学希望者がおられない状況ですので、事前の締結よりも、まずこうした制度があることを町民の皆様に広く知っていただくことに取り組み、希望者がいる場合の協定の締結については、町部局とも連携を図り速やかに取り組んでいきたいと考えております。

最後に、三つ目のスクールカウンセラー（ＳＣ）とスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の質問にお答えいたします。

２職種とも、神奈川県の施策によりまして、学校に常駐ではなくて定期的に

小・中学校を巡回するという形態を取っています。令和７年度の実績についてでございますが、スクールカウンセラーは１名の方を松田中学校へ年間35回配置しまして、小学校へは別のカウンセラーを年間35回の配置を行っております。そして、児童・生徒や保護者の個別面談、教職員への助言など、心のケアに対応しております。

続いて、スクールソーシャルワーカーですけども、中井町と共同で配置しまして、年間35回の勤務を両町で分担しております。子供たちの権利擁護のために福祉や医療などのネットワークを構築し、不登校や困難な環境に置かれた場合の環境調整や個別相談、専門機関などへのつなぎ役を担っていただいてございます。

教育委員会としましても、児童・生徒の抱える不安や悩みの多様化や深刻化に伴い、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの重要性はますます高まってきていると認識しております。

７　番　平　　野　回答、ありがとうございます。

まず、一つ目のフリースクール支援について再質問をさせていただきます。

令和７年度から県が支援制度を創設しました。しかし、これは個人が直接使えるものではありません。制度のある市町村に対して、県がその３分の１を支援するというような方法だというふうに伺いました。先ほどのお答えの中に……そこにはなかったんだ、ごめんなさい。そして、実際に鎌倉市は2023年から、海老名市は24年から、相模原市は25年から、そして二宮町がついこの４月からですね、それを使うようになっております。聞くところによると、二宮町の場合は請願により実現したそうです。現在使われている方は１名だということでした。

松田では現在はフリースクールに通っている児童・生徒はおられないということでしたので、慌ててこの支援を使うと、県に申請するということは必要ないというようなお答えだったと思いますけれども、もしニーズがあれば町部局と調整したいというようなことを先ほどおっしゃっておりましたけれども、もしそういうことがあればどのくらいの準備期間があれば実現できるのか、御存

じでしたらお答えください。

教　育　課　長　　それではお答えいたします。

フリースクールの補助金、補助制度について、どのくらいの準備期間があれば補助できるのかというような御質問かと思います。まず、対象の児童・生徒であったり保護者の方としっかりとした話合いが必要かなというふうに考えております。県の補助を受けるという前提で言えば、やはり様々な条件がある、フリースクールの県の補助金の要項を背景しますと、利用に当たっては幾つかフリースクールそのものの条件という、補助の対象ですかね、というのはあるようでございます。そういったものも確認しながら、児童・生徒と保護者としっかりと話合いをしながら、そのフリースクールがその子の育ちに適しているのかというようなところも考えながら判断していくということになるかと思います。そういった話合いをしつつ、町のほうでもやはり補助金を出すに当たっては要項作成ですとかそういった事務手続、また年度途中であればタイミングもあるんですけども補正予算とかという話になることはあると思います。仮に順調にいったとしても、数か月は少なくともかかるというふうに認識しております。

以上です。

７　番　平　　野　　やはりそのくらいはかかってしまうのかなと思いますけれども、もしそういう対象者がおられた場合には、本当に子供の育ちの期間というのはとても大事で一刻一秒を大事にしなくてはいけないと思いますので、ぜひ全力を挙げて取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

また、実際に不登校になられた場合は、御家庭としてはいろいろと心配なことがすごくあると思います。県のほうは相談会を毎年のようにやっておりまして、実はちょっと町のホームページも確かめたんですが、令和３年の時点の県のオンライン相談の情報でその後更新がないので、こういう情報はしっかりと更新していって、そういう方たちが不安な思いでいろいろ自分で探さなきゃいけないという時間が少しでも減るようにぜひ情報提供をやっていただきたいんですが、せめてまずは県のほうにリンクを貼るだけでも非常に便利だと思いま

すので、その辺はぜひよろしくお願いいたします。これは要望というふうに受け止めてください。

次に、２番目、夜間中学のことです。夜間中学につきましては、先ほどの御回答のほうで本当にあらましとして回答していただいたんですけれども、私のほうで少し調べたところでちょっと御紹介したいと思うんですが、始まりは戦後の教師たちの自主的な活動だったというふうに言われています。1947年に６・３制の義務教育が成立した一方で、戦後の混乱や貧困で通学ができない子供たちに何とか対応すべく、1947年から既に大阪、横浜などで教師によるボランティアとして学級が始まっているようです。また、それに続いていろいろな地域で似たような学級が造られたということです。

1955年の時点では全国に89校あったというふうにされていますけれども、66年に国のほうは、夜間中学というのは学校教育法に定めがない学校であり法律違反だというふうに言われて、一旦は早期廃止勧告が出たそうです。しかしながら、関係者が努力したことによりだんだんと認められて、そして1969年には公立として夜間中学が数校、全国でできました。その一環として、先ほどあったように、神奈川県でも横浜、川崎、相模原などでできたわけですね。

また、この公立夜間中学にはならなくても自主的な夜間中学、夜じゃない場合もあるんですけれども、学びの場として各地に展開されています。この近辺ではえんぴつスクールというのかな、えんぴつ教室というのかな、厚木を中心に何か所かあります。また、そこに通う人たちも時代によって変化しています。最初の頃は、先ほどお話ししたように、戦後の混乱・貧困で、日中、学校に通えなかった人たちが来たと、60年代になると日韓条約後の韓国からの帰国者、70年代には日中国交樹立後の中国からの帰国者、そして80年代以降は不登校が出てきて、それによって義務教育内容を習得できなかった子供たち、そして90年代以降は南米・アジアからの出稼ぎ労働者とその家族たちというように、夜間中学は社会を映す鏡のようにその対象者が変化してきたという経緯がございます。

一方で、国のほうでは、2016年、教育機会確保法が成立しました。各県に最

低１校、公立の夜間中学を設置することが決まりました。そして、先ほど申しました、義務教育期間に不登校だったけれども何とか日数だけクリアして、形式卒業者というんですかね、そういうふうにして卒業証書をもらってしまった子は最初のうちは公立夜間中学には対象じゃないと言われていたそうなんですが、2016年はその確保法が成立したことによってこういった子たちも受け入れられるようになりました。また、日本語指導の充実も盛り込まれたということです。

そして、地方公共団体の義務というのがこのときに定められました。一つ目、学習を希望する義務教育未修了者がいる場合、地方公共団体は夜間中学に入学できるようにしなければならない。二つ目、夜間中学が設置されていない地方公共団体は、学習者に必要と認められる何らかの措置を取らなければならないというふうに決まったそうです。2017年以降、全国で設立の動きがあって、現在では先ほど挙げてくださったような学校数になっています。27年度も開校予定がまだあるそうなんですが、神奈川県の現状は、先ほど紹介があったように横浜、川崎、相模原の３校、そして自主夜間中学は鶴見、厚木、海老名、鎌倉、相模原などにありますけれども、残念ながら県西部に関してはちょっと空白域です。ボランティアによる動きがちょっと始まってはいるんですけれども、何しろ足りないという状況です。

必要としている人がいないのかというような疑問もありますが、実はそんなはずはなくて、2020年の国勢調査による市町村別義務教育未修了者数というのが出ておりまして、松田町は58人いるそうです。人口比の0.6％になります。ちなみに神奈川県の全体では３万2,600人ぐらいで、人口比では0.34％ということなので、やはりこの一帯は人口の母数が少ない分だけ、ちょっといるだけでも人口比は高くなってしまいます。

また、この数の中には、先ほど言った不登校だったけれど形式卒業してしまったという数は含まれていません。また、外国人の登録者数、2025年初めの状況では松田町は166人いらっしゃいますが、近年の労働人口の不足で増加の傾向にあることは皆さん御承知かと思います。外国籍の子供の学びについては、

例えば秦野や箱根町では独自の学校教育での対応をされているということもありますが、やはり大人も実は日本語に対しては全然不足のまま来ている方がおられるので、これはやはり昼間は通えないだろうというふうに思われます。ということで、決してニーズがないわけではなく、制度があり、そして啓発があればもしかしたら希望者は出てくるかもしれないというところはあります。

そして、先ほどの回答の中にも、現在はそういう方がいらっしゃらないから特に今、事前の協定を結ぶことはないということでしたけれども、こちらのほうももしいらっしゃったらということで、このシステムに対応していく準備期間がもし分かれば教えてください。

教　育　課　長　それでは、質問にお答えいたします。もし仮に夜間中学の希望者がいらっしゃった場合には、どのくらいの準備期間かというところでございます。

まず、夜間中学は４月入学が基本的な仕組みになってございます。ですので、希望者があった場合にはまず相模原市のほうに連絡をして、協議会への参加の意思と、また庁内では予算計上を経た上で、翌年度当初からというふうになろうかと思います。

以上でございます。

７　番　平　野　やはり４月入学が原則というようなことですので、もしそういう方が現れた場合にはぜひ間に合うようにお願いいたします。

また、この夜間中学の情報は、やっぱり県にはホームページがちゃんとあります。松田町で検索すると実はカテゴリーもないのが実情で、松田では結局ヒットしないことになるんですね。せめてカテゴリーを設置して、これも最低でも県とのリンクを貼っておくぐらいはできるのではないかなと思います。私も実際知っている子供の中に不登校のまま高校の年代になってしまった子もいますし、学びについていつまでも自信がないまま青年期、そして大人になっていかなくてはいけないというのは、家族も不安だけれども本人が何より不安というのがあると思いますので、そういうチャンスという意味で情報を発信しておくことというのはとても大事かなと思いますのでぜひよろしくお願いいたします。これも要望でお願いいたします。

次に、三つ目の支援体制なんですけれども、課題を抱える児童・生徒というのは、様々な状況や段階、また原因があると思います。重層的な支援体制を備えることで、課題への早期対応が可能になってきます。そこで頼りになる専門家として存在するのが、先ほど紹介されたスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーだと思います。この二つについて先ほどあらましを教えていただきましたけれども、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。例えばどのように違うのかとか、あるいはその重要性、そしてこの二つの専門職、どちらも必要なのはどうしてなのかとか、どういう資格を持っておられるのかとか、その辺のもう少し詳しい情報をお願いします。

教　育　課　長　それでは、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いという御質問にお答えいたします。

まず、一言で言えばスクールカウンセラーは医療職でございます。スクールソーシャルワーカーは福祉職というようなカテゴリーにカテゴライズされるかと思います。子供の心にフォーカスして、それを心理相談というような形で行うのがスクールカウンセラーになります。一方で、スクールソーシャルワーカーは子供を取り巻く環境に焦点を当てると、具体的に申しますと、例えば課題を抱えた子供、問題行動を起こす子供というのはその子供に原因があるのではなく周辺環境からの影響があるんではないかというところに着目いたしまして、その環境を整えるというようなことをするのがスクールソーシャルワーカーでございます。

スクールソーシャルワーカーは環境に焦点を当てて改善を図っていくということでございますので、具体的にどういうふうにするかというと、例えば学校の先生たちの関わり方の意識を変えることでその子供の課題を克服していくとか、その子の家庭にフォーカスして家庭環境を改善するような、貧困であったり虐待であったり、そういったものにフォーカスしてそこの部分を修正していくというようなものがスクールソーシャルワーカーでございます。また、校内支援体制の構築といったものもスクールソーシャルワーカーの役割となっております。

どのような方がその役に就くのかということでは、スクールカウンセラーは心理職でございますので主に臨床心理士であったり公認心理士であったり、臨床心理士というのは医師職になりますので医師免許を持った方とか、公認心理士はおおよそ大学院で６年ほどの心理教育を学んだ後に国家資格を取るというようになっております。

スクールソーシャルワーカーは、今、神奈川県の募集ではおおむね社会福祉士か精神保健福祉士というのがまず資格要件になっております。その上で学校のそういったところに興味がある方とか、そういったスクールソーシャルワーク業務に従事した経験がある方というような募集要項になっているようでございます。

以上でございます。

７　番　平　　野　　大変丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。

この二つの専門職が松田町にもいらっしゃると、ただ、常駐ではなくて巡回する形というふうに先ほどおっしゃっておりました。神奈川県の施策だということで、県の教育事務所からなんでしょうかね、いらっしゃっているということですね。やはり町独自でおくことは難しいんでしょうか。

教　　育　　長　　大変力強いお言葉をありがとうございます。

実は私が学校にいた頃は、スクールカウンセラーは各学校、中学校に１名配置されました。プラス重点配置校というのがあって、そこに数名配置されるような状況でした。それまで神奈川県の政策で、先ほど議員がおっしゃられたように、多様化している子供たちが多くなってきていると、心理的にもフォローが必要だというようなことから、１市５町では市町にもう一人加配されるようになりました。たまたま松田町の場合につきましては中学校に２名の配置になりました、スクールカウンセラー。でも、中学校には１名行っていますので、小学校に自動的に今１名行っていただいていると、昔に比べれば大変厚い手当てになってございます。

そういう部分では、例えばなぜそういうふうに厚くなってきているのかというと、最近、かながわサポートドックというのが始まりました。それは、要す

るに人間ドックと同じで、事前に子供たちにアンケート等を取ります。なぜかというと、自分から今困っているんだよということが言える子供たちがいない現状もあります。なかなか言えない子供たちもあります。そういう子供たちに、今自分はこういうところが困っているんだよということを幾つか書く格好をして先生に出すと、それを先生、教師は例えばスクールカウンセラーにつなぐ、あるいはＳＳＷ、スクールソーシャルワーカーにつなぐと、そんなような施策を今取っているところございます。

町独自でつけていただけるというお考えは大変ありがたいなというふうに思いますが、実は市町村教育長会でも県のほうには増員常住の要望はしてございます。

７　番　平　　野　予算がつく、財源的なものがやっぱり必要なことですので、なかなか独自でというのは難しいというのは分かっております。本当にこれはもう県に切に要望していくことしかないかなと思いますが。

松田に来るスクールカウンセラーの方は、そうすると中学と小学校に１人ずついらっしゃっているということでいいですよね。これはそれぞれ決まった方、いつも同一人物が、さっき35回と言っていたんで週に１回ちょっと、そのくらいですよね、そういう方が同一人物で来ていらっしゃるということでよろしいですか。

教　育　課　長　その35回を全て同一人物ということでいらっしゃっていただいております。

７　番　平　　野　それは本当に助かります。また、ソーシャルワーカーもそうすると同一人物。

このソーシャルワーカーの、さっき答えの中でちょっと分かりにくかったんですけど、年35回を中井町と共同で分担ということは半分ずつの回数なのかなと思ったりするんですが、これは小・中学校も合わせてのということになると回数的にはそんな大きくはないのかなと思ったりするんですが、この辺の答え方をもう一度お願いします。

教　　育　　長　じゃあ、私のほうからお答えさせていただきます。

今、御指摘のとおり、何で中井町なんだと、これは県に決められているんですね、数の問題で、中井町と松田町で年間35回、ＳＳＷを配置しますよという

形になっています。今現在やっているのは、要するに簡単に言うと35を２で割って17回が松田町に来ています。その17回をどう分けているかというと、午前・午後で分けています。午前中、例えば松田中学校に行ったら、午後は松田小学校か寄幼稚園に行くと、そういう形で今のところそれが精いっぱいの予算取りの仕方といいますかね、というふうになっておりますので、こちらが決めたわけではなくて、自動的に中井町と一緒にやるという形になってございます。

７　番　平　　野　　いや、本当に改めて知るとちょっとびっくりする、県のほうとしてもそれが精いっぱいなのかなと思いますが。

先ほど詳しいお話を聞いたときに、スクールカウンセラーというのは非常に知られている存在だと思うんですが、スクールソーシャルワーカーのほうはあまり知られていないのかなというふうなところがちょっとあって、実際に回数もこっちのほうがすごく少ないんですが、お話を聞いていたら、いや、こっちのほうが重要じゃないのかなという、私はそんな感覚を受けたんですが、17回を午前・午後で分けて小・中学校に行っていらっしゃる、これで子供の環境的な部分、その環境というのは本当に大きいですよね。１人の子に対して、先ほどおっしゃった中では、先生の関わり、それから家庭の関わり、校内支援構築という、すごく時間と手間がかかる仕事なんじゃないかと思うんですが、これは足りているんでしょうか。

教　育　課　長　　スクールソーシャルワーカーが足りているかというと、与えられたというか、振り分けられた時間内で生徒指導に当たっていただいているというふうに考えております。

国が示す生徒指導の構造というのが、今、２軸３類４層構造というものがありまして、まず発達指示的生徒指導と課題予防的生徒指導、困難課題対応的生徒指導という３層構造になっております。今スクールソーシャルワーカーが各校に配置されてやっていただけているのはその中の困難課題、いわゆる本当に課題がある子に重点的に優先的に対応していただいているというところでございます。これが例えば配置されて時間がもっとあれば校内の体制を整備するとかそういったところにまで注力ができるんですけども、今の段階では恐らくそ

の困難課題対応の部分にフォーカスして働いていただいているというふうに捉えております。

以上です。

７　番　平　　野　そうですよね。この時間、本当に与えられた時間だけでやるにはやっぱり予防的なことはちょっとなかなかやりづらいだろうと想像いたします。実際に困難課題が現れている子供に対して、その現れたことに対しての改善をしていくというのが本当に精いっぱいなのかなと思います。

そう考えると、足りているのか足りていないのかという聞き方をするときっと足りていないと言いたいだろうなとは思うんですけど、なかなかそういうわけにもいかないと思います。ただ、そうするとこれはスクールカウンセラーの方も含めて、スクールソーシャルワーカーも、こういう人たちがどんな段階で関わってくるのかというのが今のお答えにちょっとあるのかなと思います。発達指示的な指導、課題予防的な指導、そして困難課題、できれば発達指示的なほうから関われれば、重症化する、重症化というとおかしいな、その問題が進行するのを防げるという部分はきっとあるんじゃないかなと思いますけれども、この辺はそういうふうに持っていけないんでしょうかね。やっぱり不足しているんでしょうかね。

教　育　課　長　県のスクールソーシャルワーカーの個別の会議等の中でもやはりそれが一番問題になっておりまして、かければかけるほど課題は解決に向かいやすいとは思うんですけれども、一方でやはり予算的な部分とかというのがあるというところで、そこはスクールソーシャルワーカー側でも非常に危惧して、要はそういう団体とかも国に働きかけをしているというようなことも聞いたことはございます。

以上でございます。

７　番　平　　野　県や国に団体からも働きかけをしているということで、やはり重要性の認識というのが上層部のほうへしっかりと進んでいくというのがまず一つの方向性なのかなと思いますが、これは私たちも声を上げることをやめちゃいけないんじゃないかなというふうに思います。ぜひ要望し続けていただきたいし、私も

いろんな機会で必要性を訴えていきたいなと思っております。

先日、ニュースでも、児童・生徒ではなかったけれども、子供がＡＩに相談して児相、警察の介入に至ったというのがありました。これはそれこそ困難課題が現れてからではなくて、この課題予防的な部分から対応ができていればまた違った展開があったのじゃないかなと思います。もっと単純な話、もっと子供がその仕組みを早くから知っていれば全然違うことがあり得たんじゃないかなというふうに思ったりもしますが、やはりこれも知ってもらうというのが非常に大事ではないかと思いますけども。

本当に私自身もちょっと知識があまりなかった状態で、今回この質問を組み立てるのに勉強させていただいたんですけれども、スクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカー、こういったものの重要性について、啓発をするというのはちょっとおかしいのかな、でもこういった方たちが、例えば先ほども中津川議員の質問でしたかね、富士山災害のことで講演会がありましたとおっしゃっていましたが、こういった分野もそういう講演会みたいなものがあって、なるべく早くいろんな人にそういう仕組みがあるんだよということを知ってもらえればまた違うのかなと思いますが、何かそういう計画というのはないんでしょうか。

教　育　課　長　　本当に議員おっしゃるとおり、このスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーという、いわゆる学校に入る医療職、専門福祉職の方たちの活動というのはなかなか一般の方に見えにくい部分がございます。私の知っている限りでは人権研修というのがありまして、その中で令和５年度に県のスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーの方がいらっしゃっていただいて、人権研修という名称でスクールソーシャルワーカーの活動を周知していただいたというような実績もございます。今後ももしそういった機会があればそういう方にいらっしゃっていただいて研修とかができればいいかなというふうに、今、質問を受けて思った次第でございます。

以上でございます。

７　番　平　　野　　ありがとうございます。通告からどんどん掘ってしまってすみません。

あと、例えば学齢以前の支援体制ですね、これはきっと子育て健康課なのかなと思うんですけれども、そこから教育への連携はどうなっているのか。例えばカウンセラーが関わるようなものがあるのか、それこそソーシャルワーカーが関わるようなものがあるのかとか、何かそういうものが学齢以前にあった場合はどのようにして連携を行っているのか、もしあれば教えてください。

子育て健康課長　お答えいたします。

子育て健康課では、令和７年の４月に子育て健康課内にこども家庭センターを設置してございます。こども家庭センターとは、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うということで、必要に応じて子供や家庭の課題を早期に発見してとか、保健福祉、教育機関と連携のもと、必要な支援につなげるという中核的な役割を担ってございます。議員おっしゃるように、就学前につきましては主に保健師のほうで乳幼児健診だとか各園に巡回相談等で行った中で、そういった課題がある子供がいた際には関係する機関と事前の連携を図りながら課題解決に向けて支援をしているような状況にございます。

あと、補足といたしましては、一応こども家庭センターは18歳未満の子供を対象としてございますが、年齢で切るものではございませんので、学齢期を過ぎて18歳を超えたといたしましても複合的な課題を継続的に抱える家庭につきましては年齢到達をもって一律に終了というわけではなく、必要な支援につながるように障害福祉ですとか生活困窮ですとかそういったところへの引継ぎの方も併せてしているような状況になります。そちらのこども家庭センターのほうは、現在、保健師、社会福祉士、児童相談員等で支援を行っている状況になります。

以上です。

７　番　平　　野　ありがとうございます。

学齢期以前はちゃんと保健師が対応しているということで、松田の場合は子育て健康課のほうでカウンセラーというのが非常勤であっても来ているというのは、それはないんですか。

子育て健康課長　心理職につきましては、乳幼児健診等と、あと、その後の育児教室等に心理

職の配置がございますので、そこでケースによっては就園した後も個別な相談等の対応はしている状況になります。

以上です。

７　番　平　　野　　ありがとうございます。じゃあ、こちらのほうにも教育課とは別にカウンセリングをされる方がいらっしゃるということで、大変安心いたしました。

小・中学校、しっかりと町の教育のほうでフォローしているそういう児童・生徒が卒業後にどこに行ってしまうのか、これをフォローするのはどの課になるのかというと、そうすると子育て健康課でさっきおっしゃった支援センター、これが中心になってフォローしていくんだということが分かりました。ありがとうございます。

そして、あと福祉課とか民生とかにも引き継いだりすることがあるんでしょうかね。個人情報の壁とかがやっぱりあって難しいんでしょうかね。ちょっとその辺、もし分かれば。

福　祉　課　長　　御質問にお答えいたします。

確かにですね、個人情報というのがありまして、そちらの関係でなかなかそういう情報は上がってこないんですが、大人になってというところで条件をいただきまして、こういうことをしてみたいとか仕事に就いてみたいとかというような希望等が出てきたときにはですね、福祉課のほうで相談窓口、基幹相談支援センターを設けております。社会福祉士のほうが対応しておりますので、こちらのほうで御相談をいただきながらですね、必要なサービスであったりとか御相談であったりとかというのを受けながらですね、新しい、その次のステップに進むような状況では対応しているような状況でございます。

７　番　平　　野　　ありがとうございます。

こちらのほうでも社会福祉士という方が活躍するということで、これはもしかして同一人物なんでしょうか。先ほどの子育て支援センターの社会福祉士とこちらの福祉のほうの基幹相談センターの社会福祉というのは別の方なんですか。別の方。ありがとうございます。

不登校の児童・生徒というのがいた場合に、そのまま全員がひきこもりにな

るかというと全然そういうわけではなく、実は文科省のデータでは18％というふうに数字が書いてありました。だからそんな多くないんじゃないというわけにもいかなくて、やはりそういう方は１割強、２割弱、それを持ち越して大人になって引き籠もってしまうというのは一応データとして分かっているので、そうなるとせっかくこの学齢期に対応していた、それが卒業と同時にさよならではなくて、やっぱりこんなふうに子育て健康課や福祉課のほうに連携されていくことというのはとても大事なことかなというふうに思います。国のほうでも切れ目のない支援ということでこども家庭庁というのができたということなので、全年齢型で松田のほうも支援をぜひ続けていただければなというふうに思います。

それから、２分しかないんですけれども、実はこれについて勉強するために二宮の話をちょっと聞きに行ってみたんですけれども、二宮もかつてカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカー、巡回型を受け入れていたということなんですが、現在は町独自の予算で会計年度でスクールカウンセラーを雇用しているということです。中学には県の加配があって、県のほうの会計年度で２校で３人、そして小学校のほうには町独自の予算でそれぞれの学校３校にスクールカウンセラーというのがあるそうで、非常に手厚いなというふうに思いました。回数は週１回程度だというふうにおっしゃっていましたけれども、それと別にやまびこ学級という、先ほど松田では何というんだったかな、それに１人、別にカウンセラーがいるというようなことだったんですね。それも本当にすばらしいなと思うんですけれども、いろいろな課題の段階に応じて重層的な支援を構築しているというようなことが分かりました。

財政的に同じような規模ではないのでなかなか難しいんですが、やはりこれは町全体として子供たちをどういうふうに育てていくのかということに関わってくることかなと思いますので、ぜひ松田もその辺の手厚い支援をよろしくお願いいたします。

以上で終わりにします。

議　　長　　以上で、受付番号第６号、平野由里子君の一般質問を終わります。

以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

明日は午前９時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。

本日は大変に御苦労さまでございました。

（16時04分）